

「これからの保育」

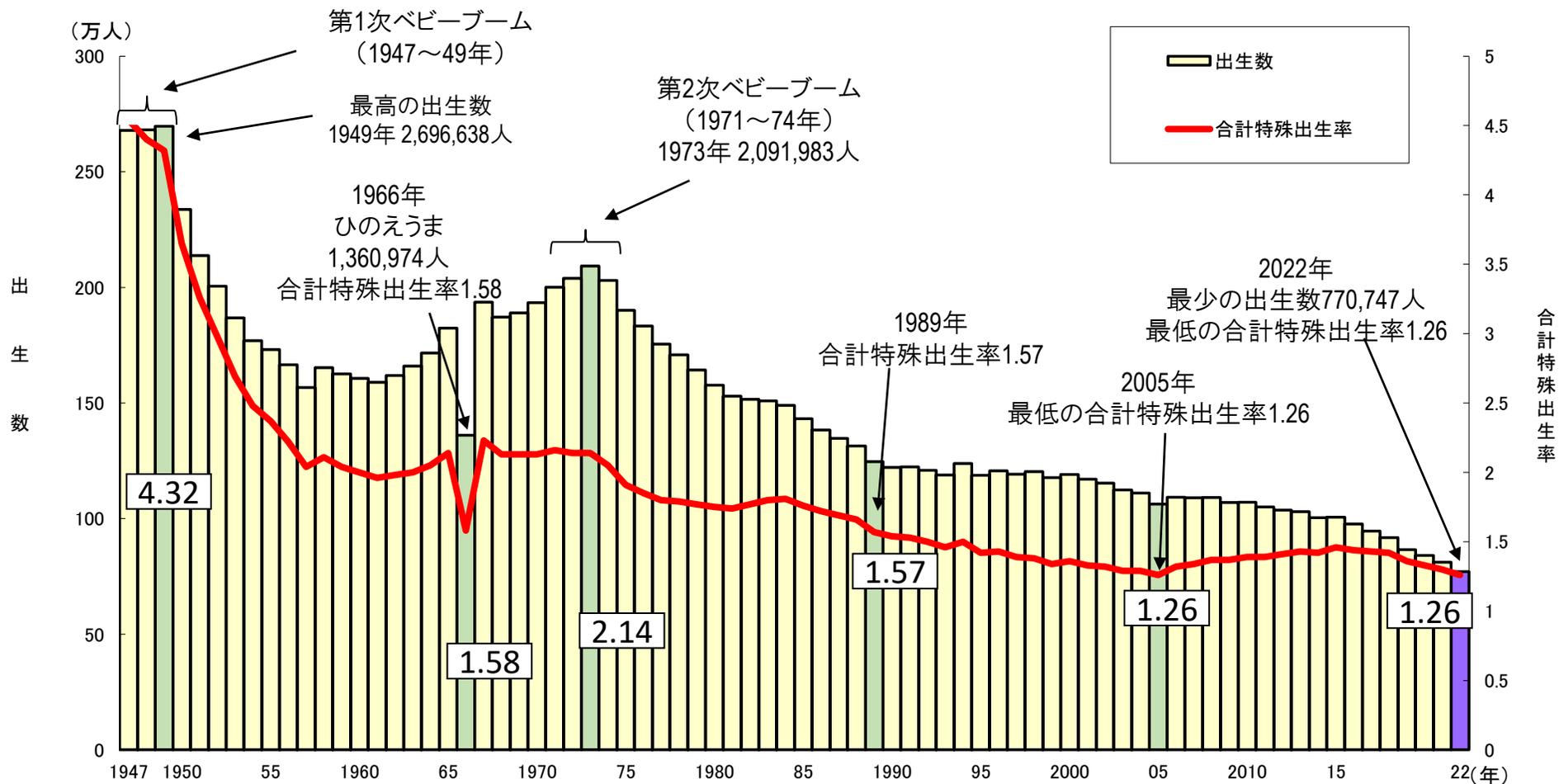
こども家庭庁 成育局
保育政策課 成育基盤企画課

馬場耕一郎

少子化の現状について

出生数、合計特殊出生率の推移

- 2022年の出生数は77万747人で、前年比40,875人減少。
- 2022年の合計特殊出生率は1.26で、前年比0.05ポイント低下。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

少子化の現状（概観）

出生数：77万759人（2022年） [81万1,622人（2021年）]

※ 団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）は50歳代前後に
← 団塊ジュニア世代は毎年約200万人生まれていた

※厚労省「人口動態統計」

合計特殊出生率：1.26（2022年。2021年（1.30）から0.05ポイント減）

※厚労省「人口動態統計」

50歳時の未婚割合：男性28.25% / 女性17.81%（2020年）

← 男性 2.60% / 女性 4.45%（1980年）

※国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2023改訂版」

平均初婚年齢：夫31.1歳 / 妻29.7歳（2022年）

← 夫27.8歳 / 妻25.2歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

女性の第1子出産平均年齢：30.9歳（2022年）

← 26.4歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

→ 現在の傾向が続けば、2070年には人口が約8,700万人まで減少

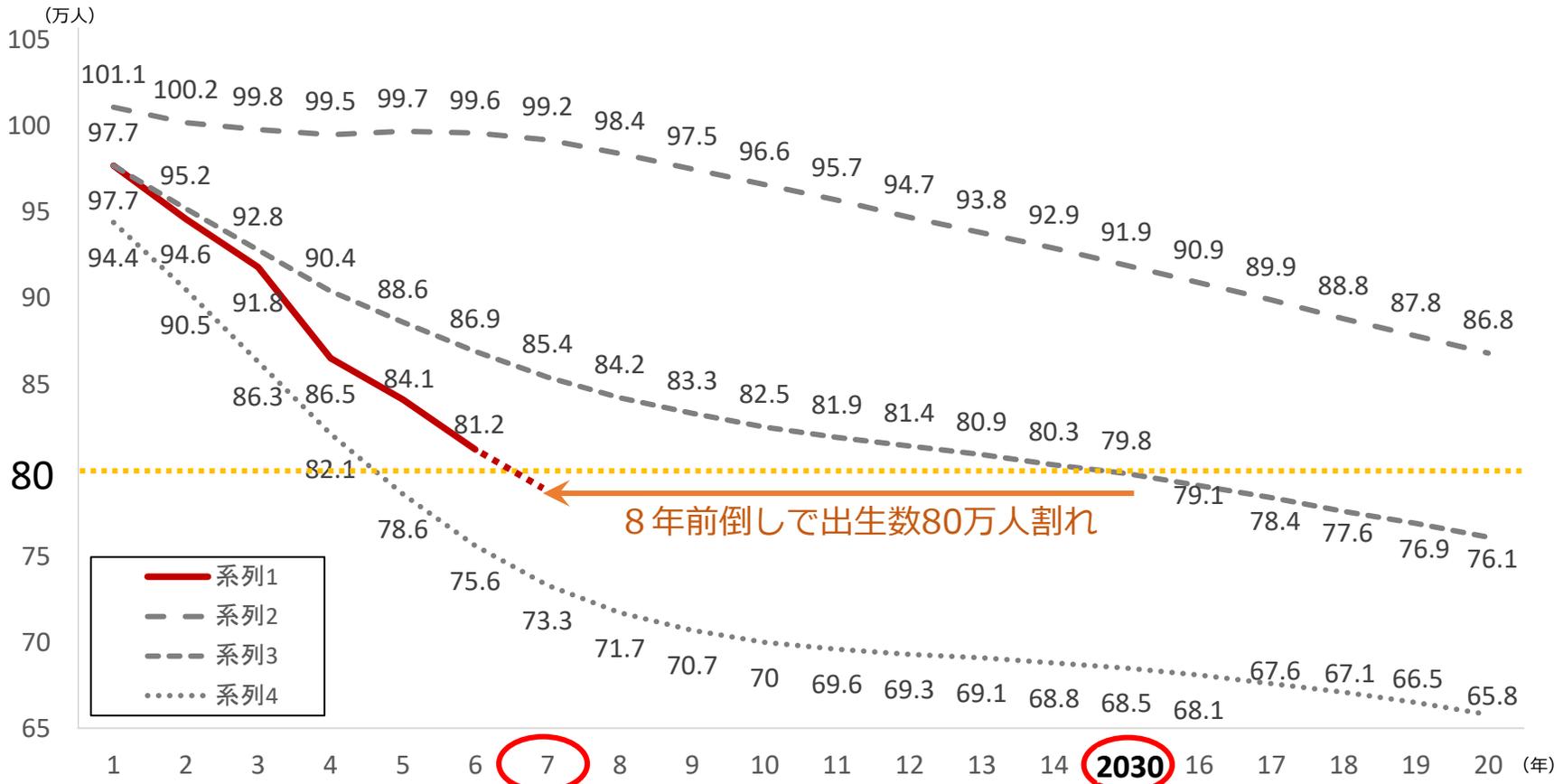
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年推計）」中位推計

出生数と将来人口推計との比較

◆ 2022年の出生数(日本における日本人の出生のみ)は、80万人を割り込む。

※ 2022年の外国人の出生等を含む出生数は79万9,728人(速報値)

◆ 将来推計人口(中位)では、80万人を割り込むのは2030年と予測。



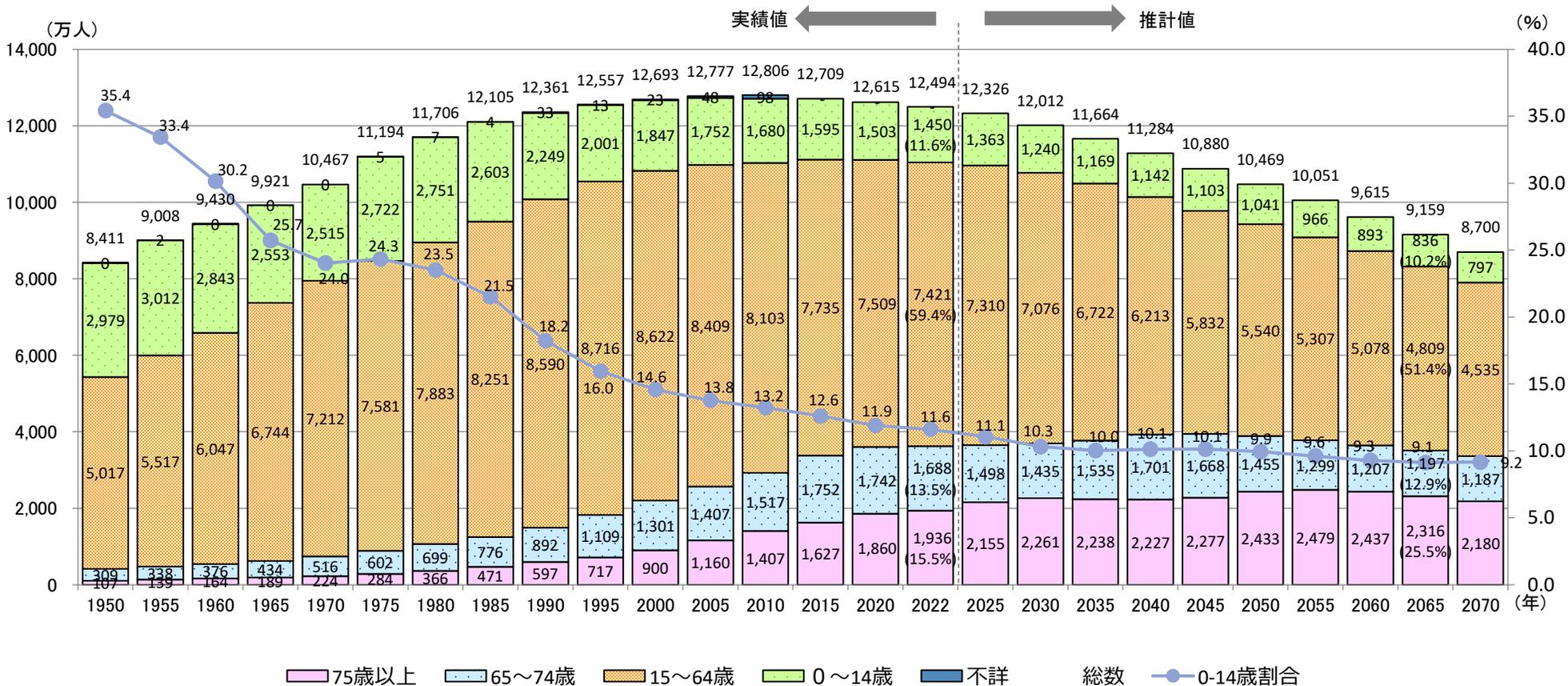
外国人等を含む速報値は 79万9,728人
 日本における日本人人口は6月上旬公表予定
 (2021年実績での外国人等の出生数は約3.1万人)

(注) 上記の推計人口・実数は日本における日本人人口。
 (出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」、厚生労働省「人口動態統計」。

日本の人口構造

こどもまんなか
こども家庭庁

◆ 社会全体の中で、年少人口割合（0-14歳割合）は年々低下。2050年以降、10%未満の水準になる。



資料：2020年までは総務省「国勢調査」（2015、2020年は不詳補完値による。）、2022年は総務省「人口推計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から作成。

注：1. 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は総務省統計局「令和2年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～2010年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、下記の注釈における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

2. 沖縄県の1950年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び1955年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

3. 百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

理想のこども数を持たない理由(理想・予定子ども数の組み合わせ別)

- ◆ 夫婦の理想のこども数を持たない理由は様々。
- ◆ 第1子を持たない理由は、「ほしいけれどもできない」が最多。
- ◆ 第2子・第3子以上を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最多。育児負担や夫の家事・育児協力が得られないことも、第2子以降を持たない障壁。

(複数回答)

理想のこども数 と 予定のこども数 の組み合わせ	予定のこども数 と 理想のこども数 の差	(客体数)	理想のこども数を持たない理由											
			経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
			お金がかかりすぎるから	家が狭いから	に(勤めや家事)の差(支え)るから	い(高)年齢(だ)から(生)むのは	健康上の理由から	で(ほ)しい(け)れども(で)き(な)い(け)れども	耐(え)ら(れ)ない(か)ら	肉(体)的(に)上(り)の(こ)ろ	協(力)が(得)ら(れ)ない(か)ら	夫(が)望(ま)ない(か)ら	成(人)が(し)て(ほ)しい(か)ら	末(子)が(夫)の(定)年(退)職(ま)で(に)
理想1人以上 予定0人	4.7%	(39)	17.9	2.6	12.8	23.1	12.8	61.5	7.7	5.1	17.9	5.1	2.6	12.8
理想2人以上 予定1人	37.0%	(316)	46.2	6.0	9.2	40.5	18.7	32.0	23.7	10.4	7.0	4.7	3.5	8.5
理想3人以上 予定2人以上	58.4%	(499)	59.3	12.0	20.2	41.7	17.0	15.8	23.6	12.6	9.4	8.0	6.2	7.6
総数	100.0%	(854)	52.6	9.4	15.8	40.4	17.4	23.9	23.0	11.5	8.9	6.7	5.0	8.2

(%)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に作成。

※対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

こども家庭庁について

こどもまんなか
こども家庭庁





こども家庭庁とは

こどもまんま
こども家庭庁



令和5年4月創設

内閣府の外局

内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)
加藤 鮎子

長官
渡辺 由美子

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階

※令和6年4月現在

こども家庭庁とは

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを**考えて、**政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていること**に向き合い、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、**大人が中心になって作ってきた社会を**「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための**司令塔**、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例: 少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例: こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBS(性犯罪歴確認の仕組み)の創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例: 保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

○ こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

1. はじめに

（前略）様々な取り組みが着実に前に進められてきたものの、**少子化、人口減少に歯止めがかからない**。（中略）児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに令和2年は約800人もの19歳以下のこどもが自殺するなど、**こどもを取り巻く状況は深刻になっており**、（後略）。

今こそ、こども政策を強力に推進し、**少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどものWell-beingを高め、社会の持続的発展を確保できるかの分岐点**である。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、（中略）そうした**こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を設置する**。

3. こども家庭庁の設置とその機能

(1) こども家庭庁の設置の必要性、目指すもの

（前略）こども政策を更に強力に進めていくためには、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が司令塔となり、政府が一丸となって取り組む必要**がある。当該行政組織は新規の政策課題に関する検討や制度作りを行うとともに、現在各府省庁の組織や権限が分かれていることによって生じている弊害を解消・是正する組織でなければならない。

こども家庭庁の設置経緯

○ こども家庭庁設置法（令和4年6月法律第75号）

～国会における提案理由説明抜粋～

この度、政府から提出をしたこども家庭庁設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、子供政策を我が国社会の真ん中に据え、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、子供の最善の利益を第一に考え、常に子供の視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、こども家庭庁の設置、任務、所掌事務について定めるものであります。こども家庭庁は、こども家庭庁長官を長として、内閣府の外局として設置され、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子供及び子供のある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子供の健やかな成長及び子供のある家庭における子育てに対する支援並びに子供の権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務としております。その任務を達成するため、（後略）。

第二に、こども家庭庁に置かれる機関について定めるものであります。こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置くほか、特別の機関としては、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を置くこととしております。

この法律は、令和五年四月一日から施行することとしております。

こども家庭庁の組織体制（令和5年4月1日発足）

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

※ この他、支援金制度等準備室において、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設、企業を含む社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み「支援金制度（仮称）」の構築等について検討。

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

- 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務
- 子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

- 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

- 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)
- 幼児教育の振興

厚生労働省

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

- 医療の普及及び向上

- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども基本法及びこども家庭庁動画・パンフレット 一覧

	こども基本法		こども家庭庁
	パンフレット	動画	動画
やさしい版	 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	 <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	 <p>https://youtu.be/c_rEKL-nYAE</p> 
(一般向け)	 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</p> 	 <p>https://youtu.be/kXnUU-A-voFM</p> 

<関連資料>



こども家庭庁パンフレット

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/955ad890-b9a8-4548-ba93-aba03c6ef54e/aad04e98/20230113_resources_cfa_overview_brochure_01.pdf



こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法、 ビジョンについて

こども基本法(令和4年6月法律第77号)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり
こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に
幸せな状態)の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0~2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

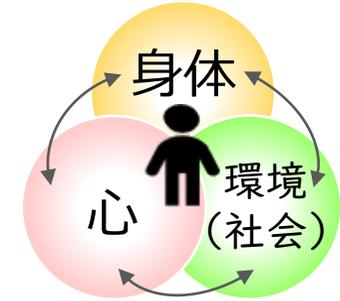
✓誕生・就園・就学の前夜や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント(愛着)」<安心>

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)までがおおむね94~106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

「はじめの100か月」とは？



誕生前



0歳

1歳



2歳

3歳



年少

4歳



年中

5歳

年長

6歳



小1

7歳

※幼保小接続の重要な時期

(10か月) (12か月)

10か月

+

84か月

+

12か月

- ✓ お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100か月(※)。
- ✓ 長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期というメッセージが込められています。

※誕生日によって変動あり。94~106か月⇒概ね100か月。

幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン



- 01 こどもの権利と尊厳を守る
- 02 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- 03 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 04 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- 05 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

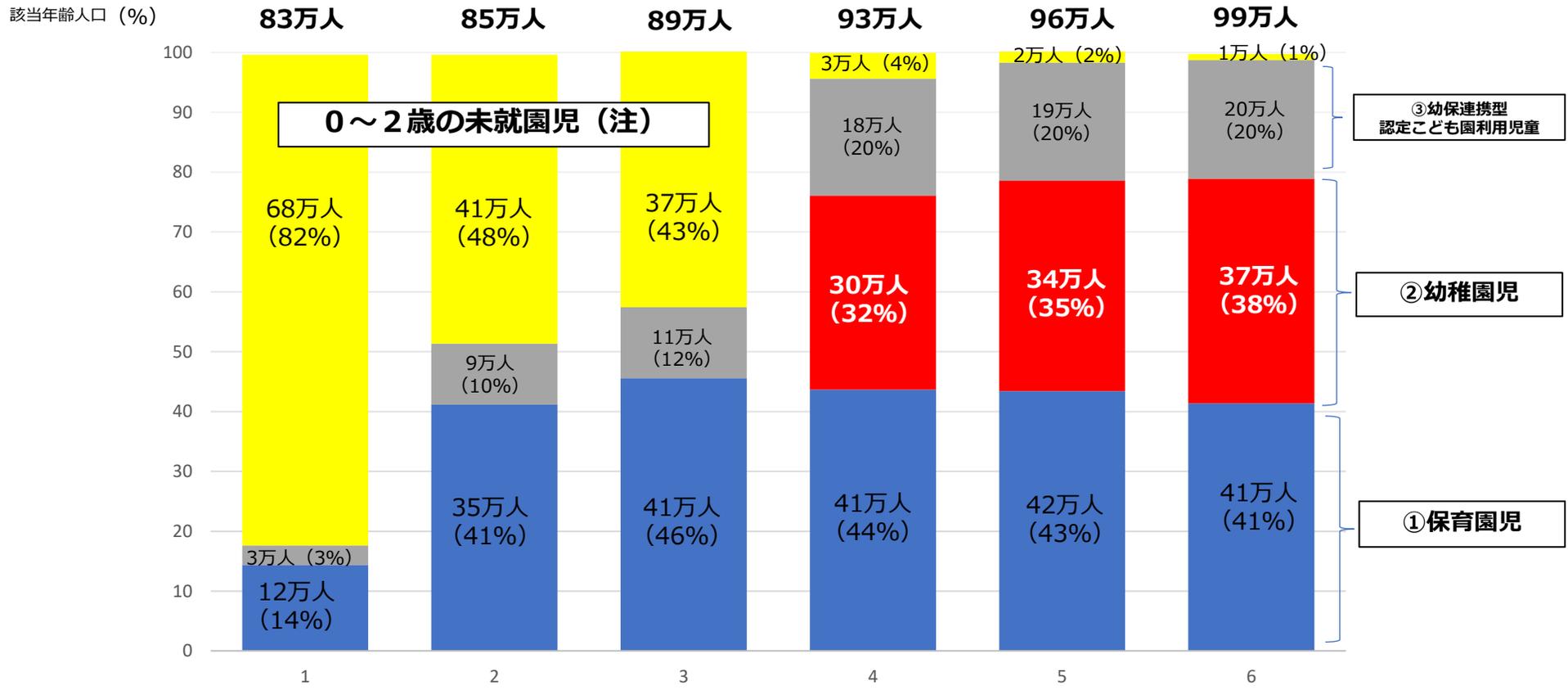


保育所等の 状況について

年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

令和5年5月17日
第3回こども未来戦略会議
小倉大臣提出資料

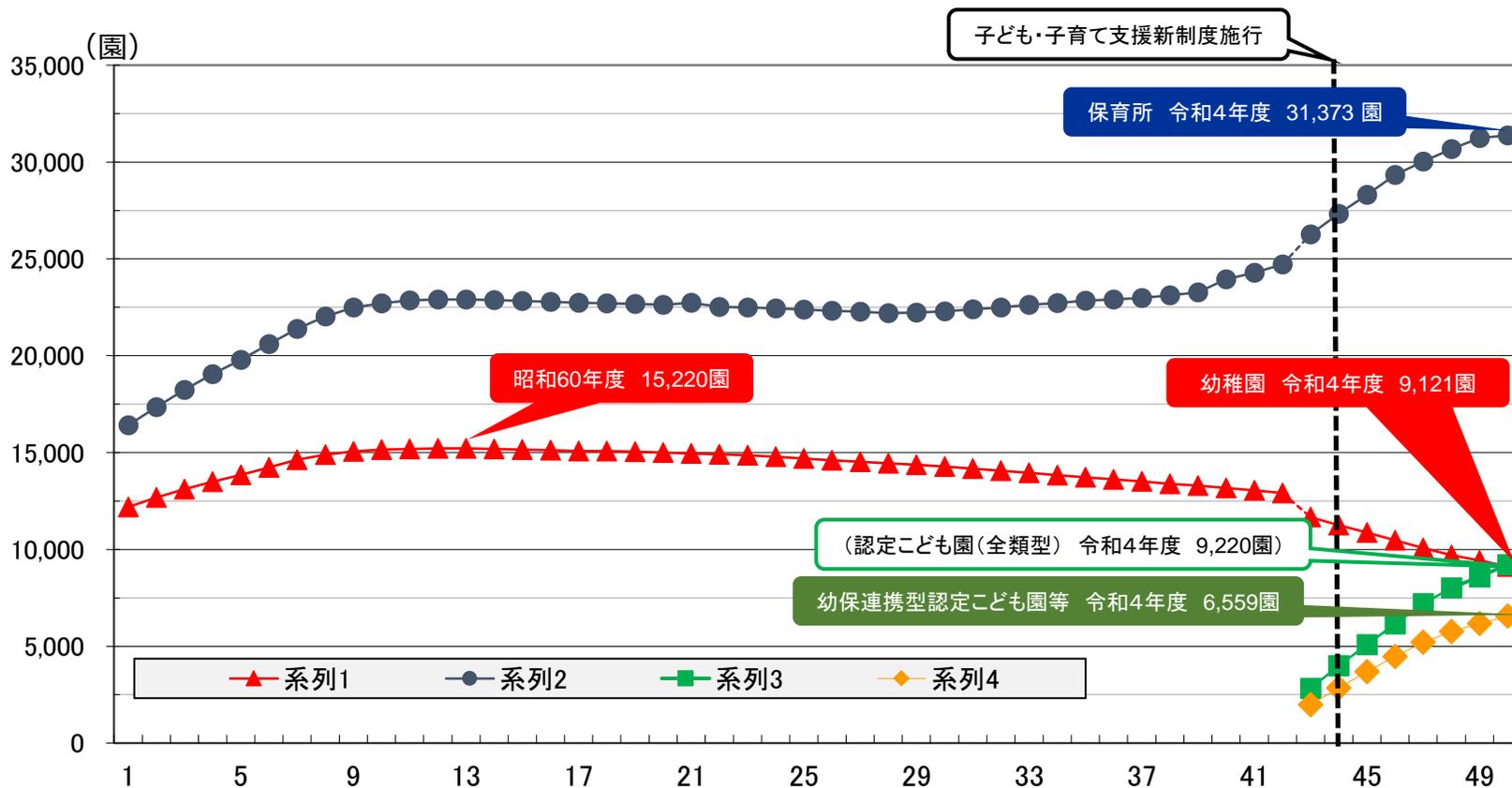
○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

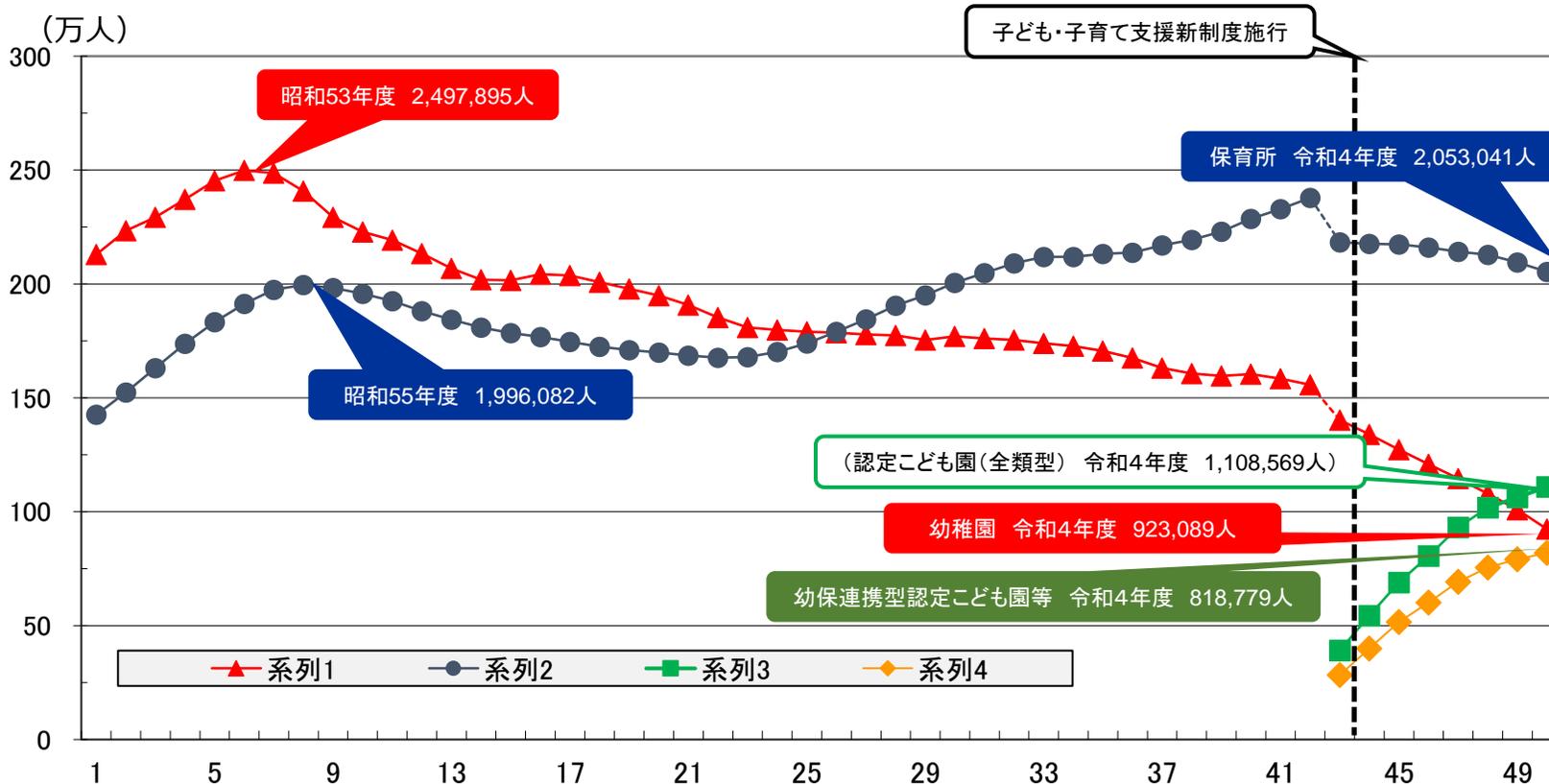
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在※速報値)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より(※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在※速報値)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より(※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)。なお、保育所型認定こども園の1号認定子ども(10,443人(令和3年4月1日現在・「認定こども園に関する状況について」より))は含まれていない。

令和5年4月の待機児童数調査のポイント

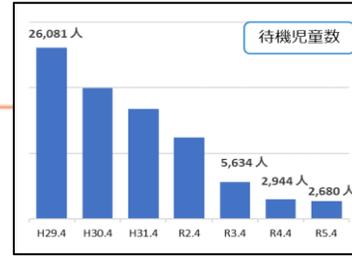
① 待機児童の状況

待機児童数：2,680人

(対前年▲264人)

※調査開始以来、**5年連続で最少**

- ・約**86.7%**の市区町村(1,510自治体)で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**6自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R5年度	1,510 86.7%	225 12.9%	6 0.3%	0 0.0%
対前年	21	▲17	▲1	▲3
R4年度	1,489	242	7	3

② 待機児童数について

令和5年4月の待機児童数については、

- ・**保育の受け皿拡大**
- ・**就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・**特定の地域で申し込みが集中するなど保育需要の偏り**
- ・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,680人(対前年比▲264人)となった。



③ 今後の見込み

令和5年4月の保育ニーズ(申込者数)は減少したものの、

- ・**女性就業率(25~44歳)の上昇傾向**
- ・**共働き世帯割合の増加**
- ・**被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容**
- ・**新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消**

⇒ などによる保育ニーズ(申込者数)については、引き続き注視が必要。

今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童がいる自治体の傾向及び今後の対応としては、
 - ①待機児童数を大きく減らしているが、いまだ多くの待機児童がいる自治体に対しては、引き続き、受け皿の確保が進むように支援していく、
 - ②また、待機児童が多く、且つ一定数で留まっている自治体については、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて、**丁寧にヒアリング等を行い、自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む、
 - ③なお、待機児童が解消された自治体においても、一時的に保育ニーズが高まり、待機児童が急増する事例も見受けられることから、注視が必要である。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど**保育所等の多機能化を進める。**

令和5年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(R5~R6は見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量【実績】	2.5万人	0.3万人
受け皿拡大量【見込み】	4.6万人	1.2万人

4か年合計の必要見込み量	8.5万人
(参考)新子育て安心プラン(R2.12公表)	約14万人

保育所等における都道府県別の定員充足率（4ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。（※数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要）
- 今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど保育所の多機能化を進める。

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%	89.1%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
北海道	93.4%	92.3%	90.6%	89.5%
青森県	90.5%	89.3%	87.9%	85.9%
岩手県	91.0%	88.6%	86.7%	86.1%
宮城県	95.7%	94.3%	93.1%	92.5%
秋田県	87.1%	85.9%	84.1%	82.7%
山形県	91.8%	89.6%	87.4%	85.3%
福島県	92.9%	92.3%	91.3%	89.1%
茨城県	91.2%	90.0%	89.1%	88.5%
栃木県	92.8%	90.4%	88.6%	87.1%
群馬県	93.5%	91.3%	90.5%	88.9%
埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%	92.2%
千葉県	91.9%	90.1%	89.1%	89.4%
東京都	93.3%	91.8%	90.5%	90.2%
神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%	96.1%
新潟県	87.6%	85.5%	83.9%	83.7%
富山県	86.0%	83.9%	82.6%	82.5%
石川県	87.4%	85.6%	84.7%	83.8%
福井県	88.0%	86.9%	84.3%	82.6%
山梨県	83.8%	82.8%	78.5%	77.7%
長野県	80.6%	78.8%	77.7%	76.5%
岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%	80.4%
静岡県	89.9%	88.8%	87.3%	86.8%
愛知県	83.9%	83.1%	82.0%	81.7%
三重県	87.1%	86.9%	85.3%	85.9%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%	92.1%
京都府	96.0%	93.4%	92.2%	91.3%
大阪府	97.1%	96.0%	95.5%	94.9%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%	95.2%
奈良県	89.8%	89.4%	88.1%	86.8%
和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%	87.7%
鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%	82.2%
島根県	95.0%	92.6%	91.4%	89.7%
岡山県	94.0%	92.8%	92.4%	91.1%
広島県	88.2%	87.0%	85.9%	84.8%
山口県	92.4%	91.3%	90.1%	89.1%
徳島県	90.5%	87.6%	85.9%	85.3%
香川県	88.6%	87.4%	85.8%	84.2%
愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%	86.1%
高知県	83.9%	84.1%	82.4%	81.4%
福岡県	94.9%	93.8%	92.7%	92.4%
佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%	89.9%
長崎県	96.4%	93.8%	92.0%	90.6%
熊本県	97.2%	95.4%	93.7%	92.7%
大分県	92.1%	91.6%	90.3%	89.6%
宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%	92.0%
鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%	93.1%
沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%	91.8%

こども未来戦略方針関係

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

こどもまんなか

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長

すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化

- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	*多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

- ✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

- ① 妊娠届出時（5万円相当）
- ② 出生届出時（5万円相当×こどもの数）

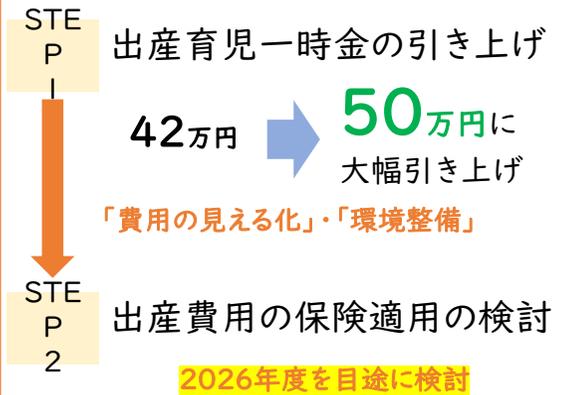
- ✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充

2024年度から実施

・給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充

・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする 2025年度から実施

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施

✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化 2024年度から実施

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸

実施中

- ✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ

2024年2月から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能)

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓保育所:量の拡大から質の向上へ

- ・76年ぶりの配置改善: (4・5歳児) 30対1 → 25対1 (1歳児) 6対1 → 5対1

4・5歳児は2024年度から実施、

1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善

2023年度から実施

- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充

2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化

2023年度から順次実施

- ・児童扶養手当の拡充

拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充)

- ・こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の
育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ(2030年)

※2022年度:17.13%

→ 男性育休を当たり前

✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充

2025年度から実施

✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

2024年1月から実施

・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため **給付率を手取り10割相当に**

2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置

・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

公布の日から

1年6月以内に政令で定める日から実施

✓ 時短勤務時の新たな給付

2025年度から実施

→ 利用しやすい柔軟な制度へ

こども未来戦略 方針MAP

42万円→50万円

出産育児一時金

第三子以降は3万円に増額

家計の応援
裏面の③へ

児童手当

育児休業
給付率UP

男性育休
取得促進

裏面の④

公営住宅優先入居
民間住宅
ストック活用

住宅支援

不安なことは
なんでも
相談できる

産後ケア

出産

伴走型
相談支援
スタート

裏面の①へ

自営業・フリーランスの
育児期間の保険料免除

裏面の③へ

時短
給付

住宅支援でひろびろ子育て

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！

働いていなくても
時間単位で通える



放課後児童
クラブ拡充

小学校
入学

看護
休暇

こども誰でも
通園制度

裏面の⑤へ

医療費減等
負担軽減

高校生年代まで
延長

児童手当
延長

高校
入学

授業料等
減免

支援対象
拡大

修士段階の
学生に導入

授業料
後払い
制度

裏面の⑥へ



こども一人当たり
子育て支援の規模は
OECD トップ水準の
スウェーデンに達する水準

1

こんなあなたに
🎉🎉🎉



里帰り出産から戻った後は不安しかない

身近な場所で相談に乗ります

伴走型相談支援

妊婦さんやお母さんの相談に乗ります。妊娠届・出生届の際のアンケートをもとに妊婦さんに行政からのアプローチも



4

こんなあなたに
🎉🎉🎉



うちの会社、育児制度使ってる人みたことない



夫の帰りはいつも遅い私だって働いているのに



ワンオペ育児もう限界

パパ育児を当たり前に！

「共育て」応援します

育休や時短勤務などをとりやすく、手取りを減らさない。看護休暇をもっととりやすく。学級閉鎖や学校行事でも使える！



2

こんなあなたに
🎉🎉🎉



産後、心も身体もぐったり気味

ママの心も身体もちゃんとケア

産後ケア

産後のこころと身体がしっかり回復できるように体を休めるための宿泊施設や、育児相談も



3

こんなあなたに
🎉🎉🎉



今の収入で子育てはちょっと無理かな

あらゆる角度から応援！

子育て世帯の家計を応援

児童手当、住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、保険料免除措置などあらゆる角度から、子育て家計を応援します。



5

こんなあなたに
🎉🎉🎉



離乳食ってどうすればいいの？



毎日が子育てでちょっと息が詰まる



ともだちとあそびたい

働いていなくても 時間単位で自由に通える

こども誰でも通園制度

保育士さんに育児の相談をしたり、こどもを預けて自分の時間も大切に。



6

こんなあなたに
🎉🎉🎉



この子たちが大学に入った時ちゃんと学費払えるかな

大学も安心

授業料等減免

授業料等の減免の対象となる方が増え、大学進学に挑戦できる方が増えます。



令和6年度予算における加速化プランの主な施策

➤ 令和6年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和6年度までの充実額は累計0.8兆円程度（国・地方の事業費ベースで1.1兆円程度）。

（注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで1.3兆円程度。

主な施策	令和6年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第3子以降3万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（+3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時5万円相当、出産届時5万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（+254億円）
③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（+127億円）
⑤4・5歳児の職員配置基準の改善 ・30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（+669億円）
⑥保育士等の処遇改善 ・令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は+5.2%）	
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（+228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（+7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（+90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（+207億円）等

（注1）予算額は一般会計と特別会計の合計。

（注2）加速化プランによる充実額は上記の内数。

（注3）他省庁分としては、多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等）、育休給付の増等がある。

保育所等の運営に関する改善事項

(こども未来戦略(加速化プラン)、令和6年度予算案等における対応)

職員配置基準の改善、処遇改善等(加速化プラン)

○4・5歳児職員配置基準の改善(30:1→25:1)

- ・こども未来戦略(案)を踏まえ、4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)
- (※)チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25:1以上の手厚い配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。
- また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正(20:1→15:1)を行う。
- ※1歳児については、2025年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

○民間給与動向等を踏まえた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について、令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善(+5.2%)を行う。

○保育・幼児教育分野における継続的な見える化を法定化

保育所等における負担軽減

○処遇改善加算の関係書類の見直し

- ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの計画書の提出を原則廃止(※)する。
※代わりに賃金改善を行う旨の誓約書を提出。
- ・引き続き、事務の簡素化や令和7年度に向けた加算の一本化について検討を行う。

○保育補助者の配置関係(R6予算案)

- ・潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を持つ者も保育補助者として配置することができることとする(補助対象期間は1年を限度)。

○DX関係(R5補正予算、デジタル行財政改革)

- ・給付・監査等の業務負担が大きいとされる保育現場でのDXの実現に向けて、行政事務の運用実態を把握して、標準化やデジタル化を進めるための調査研究事業を実施。

○ICT関係(R5補正予算)

- ・ICT化推進等事業の対象とする4つ目の機能として実費徴収等のキャッシュレス決済を追加。
- ・自治体がICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置した場合、補助率を嵩上げ。(市町村の補助率は1/4→1/12)

○虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について(通知)

- ・指導計画の作成や園児の記録に関する書類等の見直しによる保育士等の負担軽減に資する取組について通知(令和5年5月)。

公定価格の改善

○地域区分の見直し

- ・令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

○主任保育士専任加算の要件の見直し

- ・0歳児の利用に係る新たな要件を創設。

(※)①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月(令和5年度に特例の適用があった月を含む)については、0歳児3人以上の要件を満たしたものと取り扱う。

○主幹教諭等専任加算の要件の見直し

- ・幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

○小学校接続加算の見直し

- ・中教審答申を踏まえ、小学校と協働して架け橋期のカリキュラムを編成している場合に加算額を引き上げる。

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30:1の配置に要する経費と、25:1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25:1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3~5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実(1人⇒2人)を行っている。



【最低基準等の改正】※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30:1	25:1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。(令和4年度の加算取得率:約90%)

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正(20:1⇒15:1)を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

こども・子育て政策の強化(加速化プラン)の財源の基本骨格(イメージ)(参考資料)

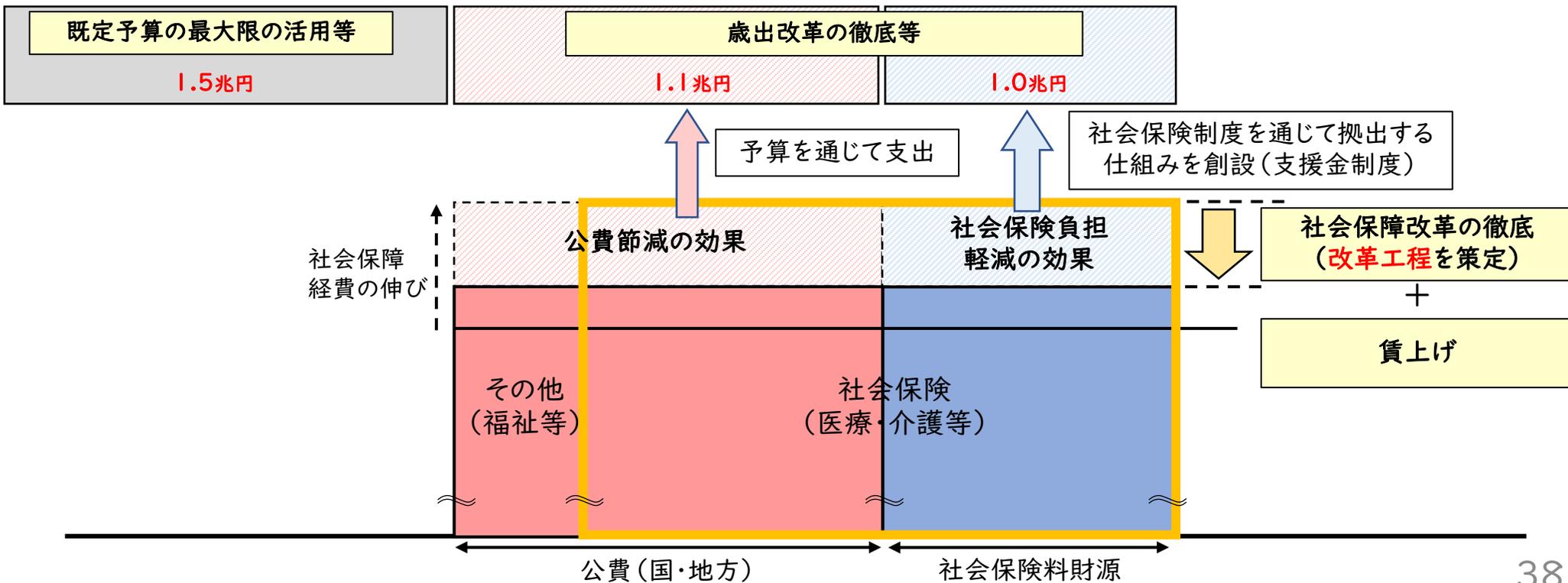
こどもまんか

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円



【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

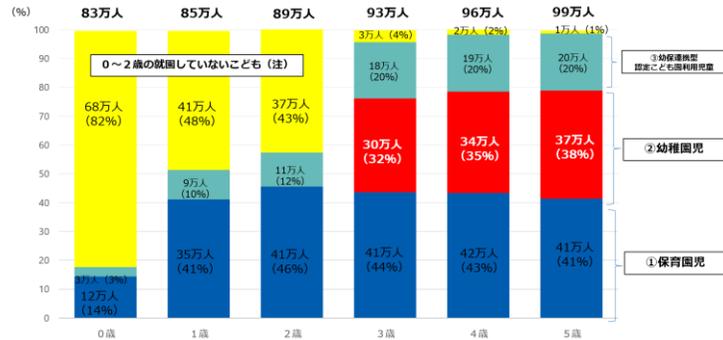


子ども誰でも通園制度(仮称)の創設について

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0~2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

【年齢別の就園していないこどもの割合(令和3年度)】



- こうした中、こども未来戦略方針(令和5年6月閣議決定)において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「子ども誰でも通園制度(仮称)」)を創設することとしている。

- (※)「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「子ども誰でも通園制度」(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算案に計上。

- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会(秋田喜代美座長)において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。

- 子ども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくこと

など、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。

- また、制度改正事項ではないものの、本制度はこどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

<改正のイメージ(案)>

- 左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととする。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
(参考)市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。

- **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象**とし、**居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。
(※)0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。

- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。

- **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定(認可・確認)の仕組み**を設けることとする。

- ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
- ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認

- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。

- ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
- ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等

- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、子ども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする。

- 市町村による調整を行うのではなく、利用者^①と事業者との直接契約で行うこととする。

- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

基本的な考え方

- こども基本法(令和4年法律第77号)には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められており、保育所や認定こども園、幼稚園等(以下「保育所等」)に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。
- 子育ての過程の中では「孤立した育児」となることも考えられ、不安や悩みを抱えている家庭は自らSOSを発することが難しいことも考えると、そうした世帯やこどもへの支援をより適切に、きめ細かく行っていくことも、併せて求められている。こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましい。
- こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設されるものであるが、その意義は、一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う(児童福祉法(昭和22年法律164号)の規定より)、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」と異なり、就労要件を問わず、保育所等に通っていないこどもも、保育所等で過ごす機会を保障し、支援していくということは、従来の保育における大きな転換点である。

こどもの成長の観点からの意義

- 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること
- こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものよさを共感してもらう、保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の方が自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもの出来ていることを伝えてくれることで自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること
- こうしたことを踏まえると、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスなのではなく、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。

保護者にとっての意義

- こども誰でも通園制度の対象となる在宅で子育てをする世帯の保護者は、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っていることも多く、こうした保護者にとって、こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていく。
- 保育者からこどもの出来ていることを伝えてもらうことで、自信が回復することや、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができ、保護者自身が親として成長していくことにつながると考えられる。

保育者にとっての意義

- これまでの保育と比べた難しさがある一方で、これまで関わることの少なかったこどもや家庭と関わることで、**専門性をより地域に広く発揮できること**
- 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、**在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができること**

一方で以下の点において留意

- こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要となること
- こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められること
- 保育の実施を目的とする保育所等では、こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、保育所等に通っているこども達の保育に支障があってはならないという意識が重要であること

☞ 試行的事業においては、保育者のやりがいや緊張感にも留意し、本事業に際してどのような専門性が必要なのか、更に検討が必要である。

人口減少社会における保育の多機能化の観点

- 人口減少社会が到来する中で、保育所等を取り巻く環境も大きく変化している。保育ニーズへの対応は今後も重要であるが、一方で、人口減少社会における保育所等の在り方も考えておくことが必要である。
- 地域の中で、こどもが集まる場は賑わいの中心になり得る点で、地域の活力の源である。保育の場は、保育の必要性のあるこどもに対して保育を行う場であるが、保育の必要性のあるこどもだけではなく地域に暮らす全てのこども達の育ちの拠点として取組を広げている園も多い。人口減少が進む今後は、保育所等は、より一層、地域の子育て家庭のよりどころとして、地域のこどもの育ちの拠点になっていくことが期待される。
- このことは、令和3年の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」においても「保育所等の多機能化」という方向性が示されており、こども家庭庁でも、保育所と児童発達支援事業所等とのインクルーシブ保育の推進や、地域子育て相談機関（いわゆる「かかりつけ相談機関」）の創設、保育所等における子ども食堂の取組など、「保育所等の多機能化」に資する様々な施策が進められている。
- こども誰でも通園制度も、保育所等の多機能化の大きな柱の一つとして位置付けられる。

ポイント：一時預かり事業との関係

(現時点での論点の整理)

- 一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用者は保育所等に通っていないこどもだけではなく、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、こども誰でも通園制度が創設されたとしても、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。
- こども誰でも通園制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせ一時預かり事業等を組み合わせて実施することを可能とする必要がある。
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度の相違点や、一時預かり事業が自治体における補助事業であること等を考え合わせた上で、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくか、について、試行的事業の実施も踏まえつつ、より検討が深められるべきである。

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度(仮称)として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業の一つ)	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付(名称は精査中)」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業(児童福祉法第6条の3第7項)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、 <u>0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用</u> できる新たな通園給付(こども未来戦略方針より)
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定(制度改正の中で検討)
契約・予約方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

ポイント:事業実施のイメージ

(現時点での論点の整理)

施設・事業類型ごとの事業実施イメージ

- 利用方法(定期利用、自由利用)や実施方法(一般型(在園児と合同、または、専用室独立実施)、余裕活用型)の組み合わせ方について、以下の①～⑥の6通りが考えられる。
- 試行的事業の実施状況などを踏まえながら、施設・事業類型ごとの事業実施イメージについて深めていく必要がある。

①一般型(在園児と合同)×定期利用中心

②一般型(在園児と合同)×自由利用中心

③一般型(専用室独立実施型)×定期利用中心

④一般型(専用室独立実施型)×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法(①、②、⑤、⑥)が馴染みやすいのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が利用しやすい自由利用(②、④、⑥)が馴染みやすいのではないかな。 	

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算:91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託等可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A.人口100万人以上の自治体 :132,152千円
- B.人口50万人以上100万人未満の自治体 :119,047千円
- C.人口10万人以上50万人未満の自治体 :114,932千円
- D.人口5万人以上10万人未満の自治体 :32,589千円
- E.人口5万人未満の自治体 :17,002千円

※委託料等は、こども一人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする。

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D.E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国:3/4 市町村:1/4

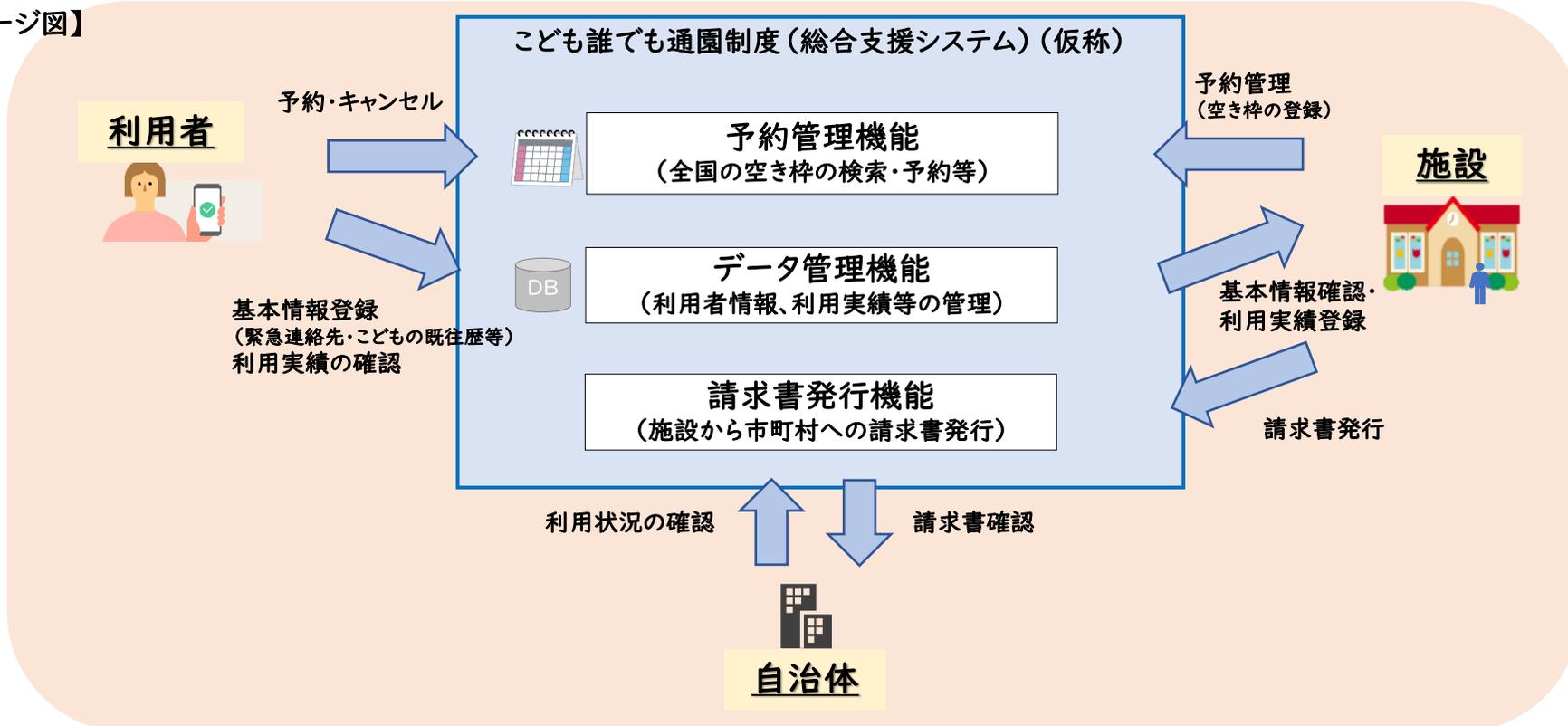
※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

こども誰でも通園制度に係るシステムの構築

- ▶ こども家庭庁においては、こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることが基本と考えている。
- ▶ 具体的には、①利用者が簡単に予約できること(予約管理)、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること(データ管理)、③事業者から市町村への請求を容易にできること(請求書発行)の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



(注) 具体的な運用などについて、こども家庭庁において引き続き検討

ポイント:説明動画

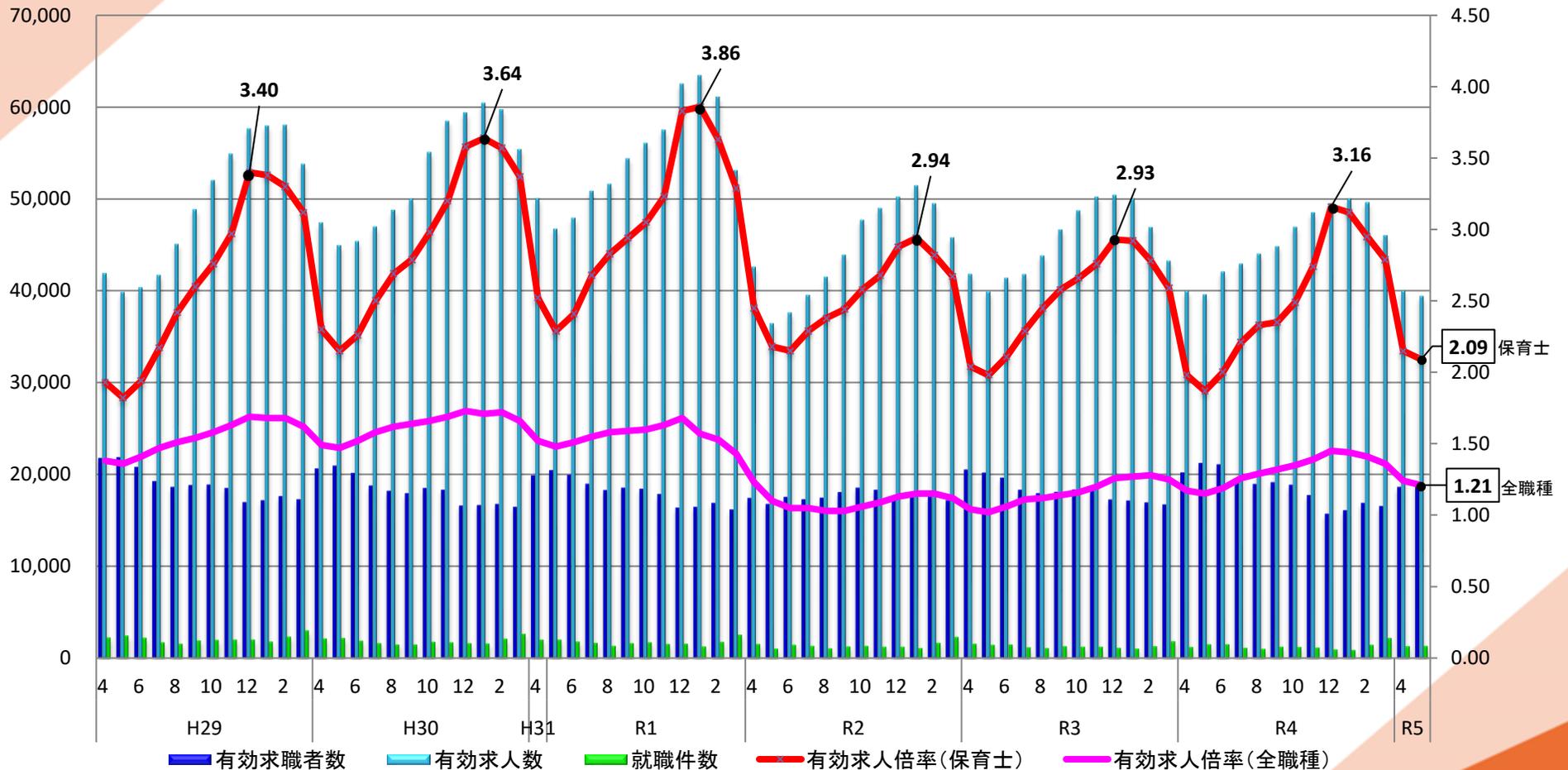


<https://www.youtube.com/watch?v=1tAhhOUlgjQ>

保育士等の現状

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和5年5月の保育士の有効求人倍率は2.09倍（対前年同月比で0.22ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.21倍（対前年同月比で0.06ポイント上昇）と比べると、依然高い水準で推移している。



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
 ※全職種の有効求人倍率は、実数である。

保育士資格取得方法

保育士 ※児童福祉法第18条の4

登録(各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項
(登録者数 1,842,494人:R5.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項
(1,924,130人:R3年度末累計)
令和3年度資格取得者 35,575人

- ・大学 285か所(283か所)
 - ・短期大学 223か所(227か所)
 - ・専修学校 150か所(156か所)
 - ・その他施設 10か所(9か所)
- 合計 668か所(675か所)
【R4.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項
各都道府県、指定試験機関委託 ※児童福祉法第18条の9
(557,243人:R4年度末時点合格者数累計)

受験申請者数 79,378人
全科目合格者数 23,758人 (4年度実績)
うち全部免除者数 2,220人
※地域限定保育士試験を含む

保育士試験受験資格

大学等
(短大含)
2年以上在学
(62単位以上取得者等)

児童福祉施設
実務経験5年以上
(高校卒業者は実務経験2年以上)

幼稚園教諭免許状
有
(試験一部免除)

知事による
受験資格認定
実務経験(※)
5年以上
(高校卒業者は実務経験2年以上)

※対象施設
・へき地保育所
・家庭的保育
・認可外保育施設等

平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施
平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施(34単位の履修が必要)
知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加

平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加

平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設(8単位の履修が必要)

平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

平成29年度…福祉系国家資格所有者について、筆記試験の3科目の免除を実施するとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除を実施。

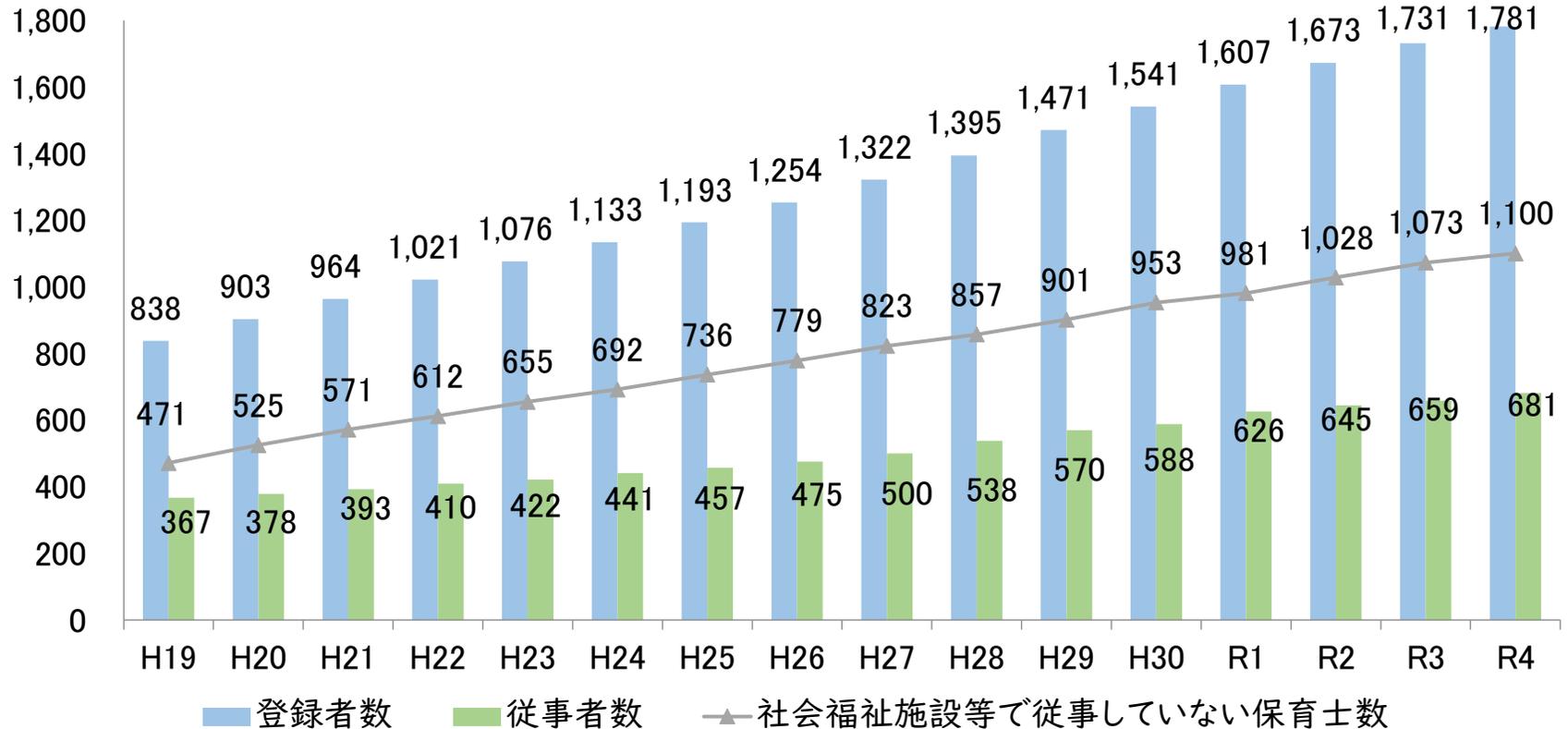
介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士について、指定保育士養成施設における「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修免除を実施。

※社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に履修免除を行う。

保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約178万人、従事者数は約68万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は110万人程度となっている。

(単位:千人)



出典: 登録者数:子ども家庭庁成育局成育基盤課調べ(各年10月1日)

従事者数:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例:保育所等の場合、平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材（新たに約2.5万人）の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円（月額）など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5予算～】
- 保育士の資格等取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援）【R3予算～】
 - ・こども家庭庁では、保育に関する情報発信サイトを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。（R6.3）

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
 - ・自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3予算～】
 - ・現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から6年以内【R6予算案】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算～】
 - ・若手保育士や再就職して間もない保育士（勤務経験5年以内）に限らず保育所等に勤務する保育士を支援対象【R6予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算～】
 - ・保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う【R6予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

【現行制度の概要】

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。
(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」)15条第1項)

特例措置(※)

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行
(平成27年4月1日)から10年間〕

①幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和

- ・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。

(認定こども園法附則第5条)

②幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和

- ・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者について、大学等で一定の単位(8単位(※))を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。令和5年4月からは、幼保連携型認定こども園での勤務経験(2年かつ2,880時間)を更に上乗せすることで、履修単位を6単位に軽減する措置を講じている。

- ※通常、大学等において履修が必要な単位数
- ・幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
- ・保育士資格を取得する場合→68単位

【改正の方向性】

- 令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。
(認定こども園法改正法附則第5条の改正)
- ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間(令和8年度末まで)とする。

また、以下について運用にて対応する。

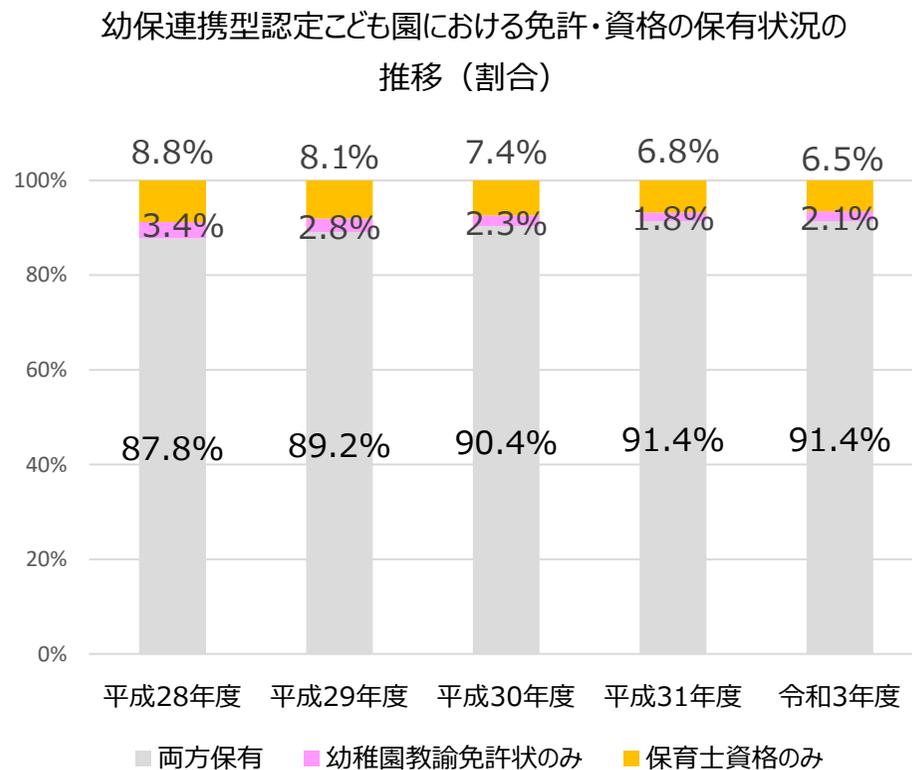
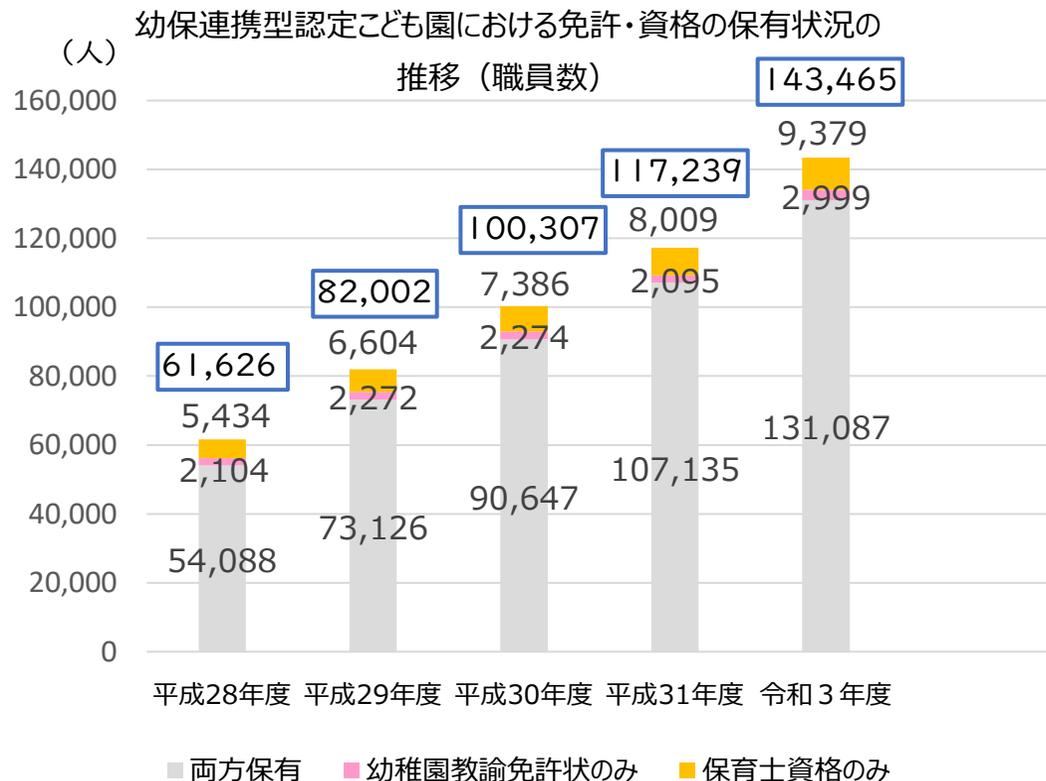
- 各施設における保育教諭等の併有に向けた制度の周知、人事計画の策定を求めた上で、各施設における併有の計画的促進について、施設監査の際に確認する。
- 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、都道府県が公表することとする。

【今後の検討事項】

- 次期保育士養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等のあり方を検討する。

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
2,785	3,618	4,409	5,137	5,688	6,093

※ 各年度4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
 幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)

現行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、
幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。

特例措置※

※令和6年度末まで
 認定こども園法一部改正法
 施行から10年間

- (1) 幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の
 免許状・資格のみで保育教諭等となることができる。
- (2) 免許状・資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験を有する者は、一定の単位を修得すること等で、
もう一方の免許状・資格を取得できる。

施行日:

- ①公布の日 ※特例措置(1)(2)を5年間延長
- ②令和7年4月1日 ※特例措置(1)の対象から主幹保育教諭・指導保育教諭を除く

支障

○特例措置の期限が到来し、幼保連携型認定こども園で保育教諭等の確保が困難になるおそれ。

併有する保育教諭等の割合は近年着実に改善しているが、一方で、施設数の増加に伴い、
 いずれか一方のみを有する職員数自体は
 令和4年4月1日時点で1万2千人程度。
 (幼保連携型認定こども園の保育教諭等の8%)

見直し後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間とする。

※併有に向けた制度の周知、各施設における人事計画の策定、併有状況の公表などを通じ、特例期間内に併有が促進されるよう取り組む。



効果

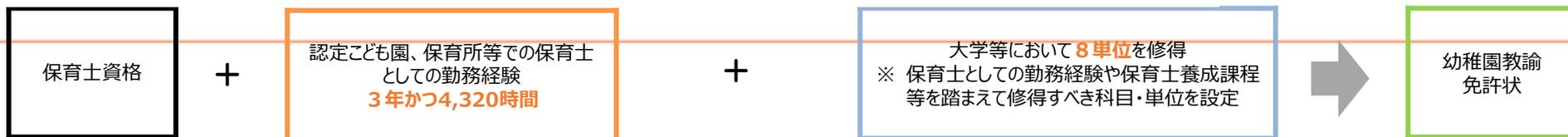
○当面の保育の受け皿・
 保育人材の確保が図られる



○特例期間内に保育教諭等に必要な資格の取得について各施設、自治体で計画的な取り組みが可能に

免許・資格の併有促進（現行）

【幼稚園教諭免許状】 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

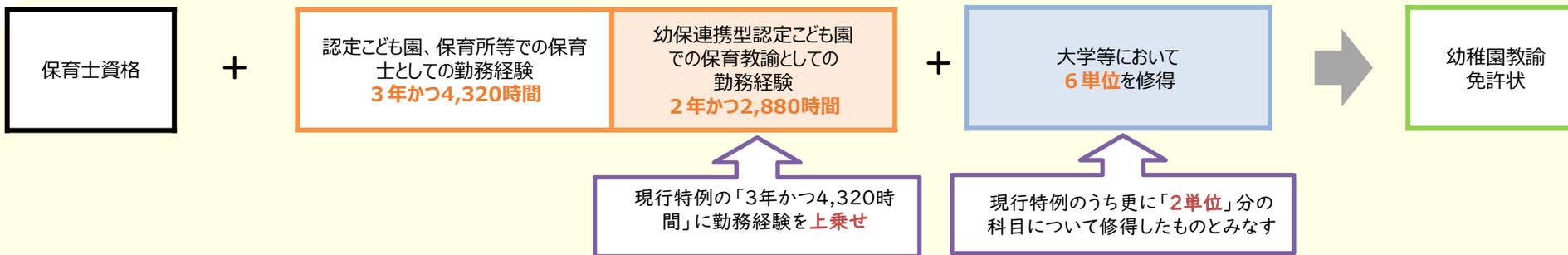


【保育士資格】 幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

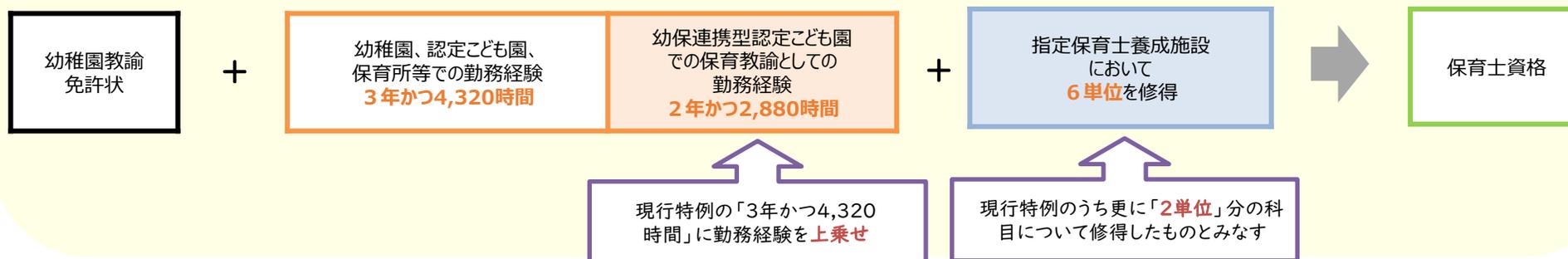


免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



ハロー未来の保育士

中高校生に向けた保育士の魅力向上プロジェクト

東大クイズ王・伊沢拓司率いるQuizKnockとこども家庭庁のコラボ動画が3月15日(金)に公開
本動画では、QuizKnockの伊沢拓司と須貝駿貴に対し、「保育士試験に10日間で合格する」という課題が与えられます。2人は実際の試験と同じく、「保育原理」や「保育の心理学」をはじめとする9科目の筆記試験と、「音楽」「造形」「言語」から選んだ実技試験2科目に挑戦。保育士は一般に100時間以上の勉強が必要とされる国家資格。撮影の合間や就寝前など、それぞれの空き時間を最大限に活用して勉強に励みます。

[ハローミライの保育士 | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp)



ハローミライの保育士



https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hello_mirai

すくすくにワクワクする仕事

保育士

SUKUSUKU WAKUWAKU

夢を叶ひ
未来へつなぐ

こどもまんなか
こども家庭庁

もっと詳しく

保育士修学資金貸付等事業

成育局 成育基盤企画課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 459億円の内数(457億円の内数) + 令和5年度補正予算額 185億円の内数

1 事業の目的

○ 保育人材確保事業を看実を実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

<p>1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)</p>	<p>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 4,581人(令和4年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間:最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象</p>	<p>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 130人(令和4年度実績)</p>	<p>○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間</p>
<p>3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)</p>	<p>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,305人(令和4年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)</p>	<p>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,447人(令和4年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)</p>	<p>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 7人(令和4年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間</p>

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市 【補助割合】国:9/10、都道府県・指定都市:1/10

業務負担軽減、ICT化

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(概要)

調査の結果、

- ・「不適切な保育」の捉え方や
- ・保育所、自治体における取組・対応にばらつきが見られた。

調査結果を踏まえ、

- ・「不適切な保育」の考え方を明確化
- ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート

【「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図】

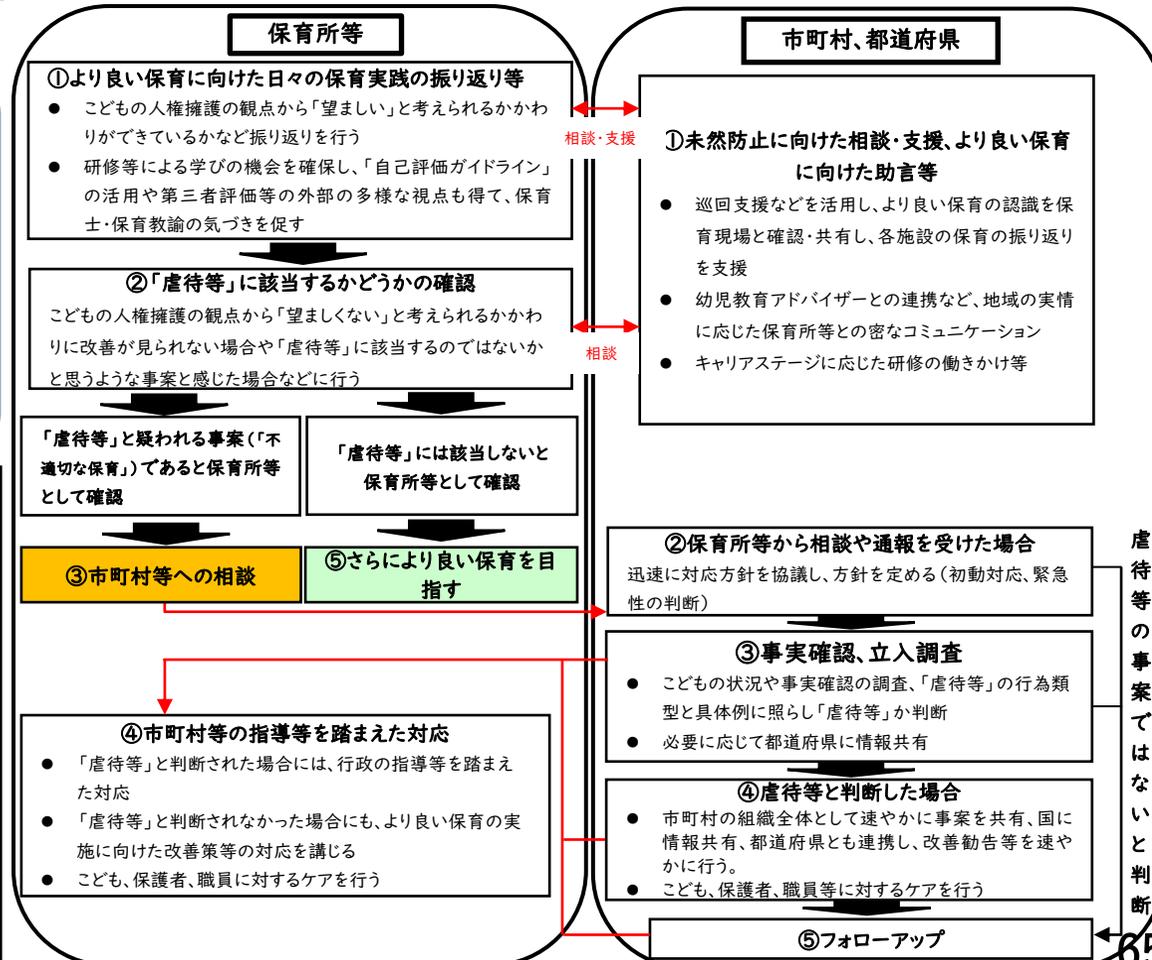
こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等
- 身体的虐待 ● 性的虐待
 - ネグレクト ● 心理的虐待
- この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 ※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー(①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり)とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、不適切な保育」の位置づけを見直した。



保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。 ・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれていることがあることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。 ・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

- **あわせて、保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。**

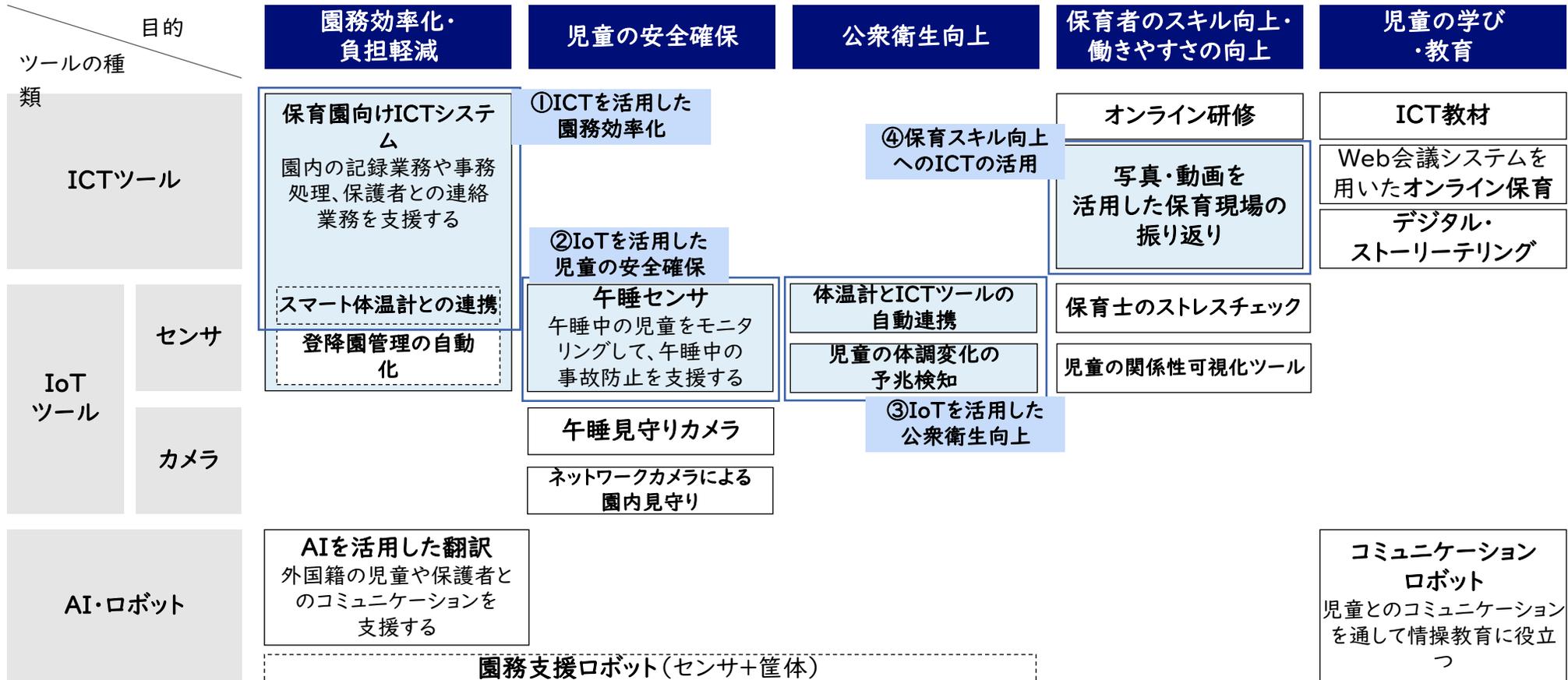
※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。

※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

1. 保育ICTの全体像と本調査研究の実証対象

本調査研究のモデル事業において取り扱うツール

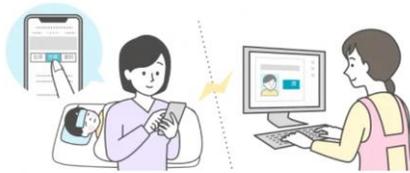


保育所等におけるICT化の推進

- 保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備。
- 登園管理システムや、ICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入を推進。

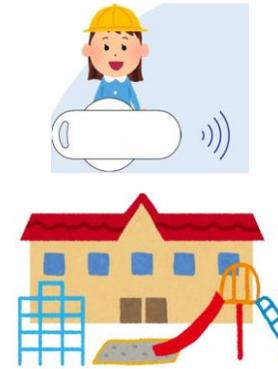
登園管理システムのイメージ

- 打刻と同時に登降園・入退室時間がアプリに記録
- 出席簿が自動作成
- 園児の出欠確認漏れを防止



- アプリで欠席連絡
- 伝達漏れや電話対応が減少

子ども見守りサービスのイメージ



- 園児にタグ等を持たせ位置情報等を把握し見守り
- 園や保育士から離れた際に通知



令和4年度第2次補正予算

事業の概要等

(1) 登園管理システムの導入支援(保育所等におけるICT化推進等事業)

【事業内容】保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務(①子どもの登降園管理、②保育に関する計画・記録、③保護者との連絡)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助

【実施主体】市区町村【補助基準額】・1機能の場合:70万円・2機能の場合:90万円・3機能の場合:100万円

【補助割合】①は国:3/5、市区町村:1/5、事業者:1/5 ※令和5年度末までの時限的措置として、補助率を高め
②、③は国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4

(2) 子ども見守りサービスなどの導入支援(保育環境改善等事業(安全対策事業))

【事業内容】ICTを活用した子ども見守りサービス(GPSやBluetoothを活用したシステムなど)などの安全対策に資する機器等を導入するための経費を補助

【実施主体】保育所等を対象とする場合 >市区町村が認めた者

認可外保育施設を対象とする場合 >都道府県又は市区町村が認めた者

【補助基準額】1施設当たり 200千円以内

【補助割合】国:3/5、都道府県・市区町村:1/5、事業者:1/5 ※令和5年度末までの時限的措置

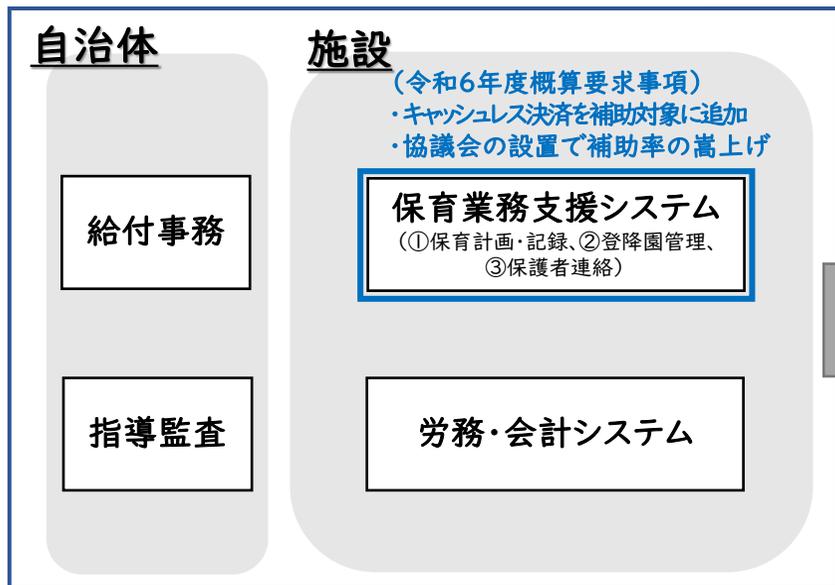
保育所等におけるICT化推進等事業の拡充 (令和5年度補正予算)

- 保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務(①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部補助を実施している。
- ICT等を活用した業務システム導入費用の一部補助に係る補助対象について、新たに、実費徴収や延長保育の利用料徴収おける、④キャッシュレス決済の導入を追加する。
- 加えて、自治体(都道府県・市区町村)において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者等で構成される協議会を設置し、業務システム導入補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げを行う。
(国:1/2、市区町村:1/4、事業者:1/4 ⇒ 国:2/3、市区町村:1/12、事業者:1/4)
- 病児保育施設の利用予約やキャンセル等のICT化により、空き状況の見える化による利便性の向上や当日キャンセルの防止など適切な利用の促進が期待されることから、病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムの導入費用の一部補助を実施している。
- 更なる導入の促進を図るため、自治体の管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入し、効率的な管理体制を構築している自治体について補助率の嵩上げを行う。
(国:1/2、市区町村:1/2 ⇒ 国:2/3、市区町村:1/3)
- 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器を導入した場合に補助を行う。

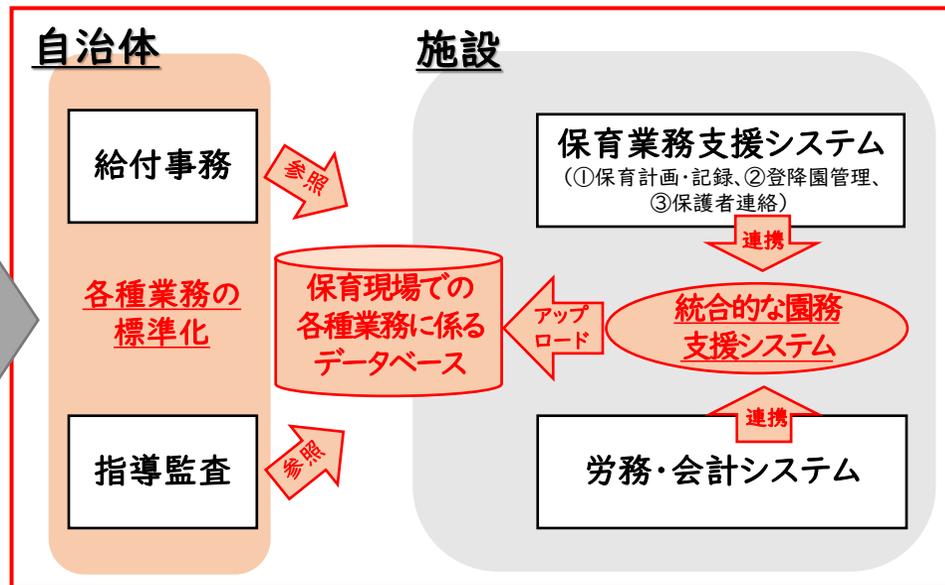
保育現場でのDXの推進について

- 当面は、【フェイズ1】としてICT化推進等事業を拡充し、保育業務にICTを導入する施設を増やす。
- その上で、【フェイズ2】として保育現場でのDXの推進を位置付けて、自治体・ICT関連事業者・保育事業者等の関係者と、こうした将来像を共有しつつ、連携して検討を進めていく。
- こうした取組により、デジタル技術を保育現場に活用することで、保育現場の業務負担を軽減し、こどもに向き合う時間を増やし、保育の質の向上を図る。

【フェイズ1】ICT化推進等事業の拡充



【フェイズ2】保育現場でのDXの推進



- ✓ 数ある業務の中でも、給付に係る請求書や指導監査に係る確認書類について、職員配置状況や賃金支給状況等を参照しつつ必要な情報を取りまとめることの負担が特に大きいと指摘されている。
- ✓ 各種業務の標準化を進めつつ、施設と自治体との間での給付事務や指導監査を含めた各種業務がデジタルで完結する環境を構築することを目指す。
- ✓ 園務支援システムによるデータ連携やオンライン手続を可能とすることにより、書類作成や紙媒体でのやり取り等による事務負担を省力化する。

Ⅱ 保育DXによる現場の負担軽減

課題

- 保育施設においては、ICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続。給付、監査等の場面で、多くの書類作成が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きい

- 保育入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きい
- 入所決定通知までに多くの時間を要し、こどもの入所や保護者の復職に向けた準備への支障となる場合もある
- 自治体においても、保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が大きい

対策

保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進
- ◆ 保育業務のワンスオンリー実現に向けて、給付・監査等の業務の標準化を進めるとともに、保育施設や自治体の業務システムと連携した全国共同データベースを整備
- ◆ 保育施設の業務支援アプリから全国共同データベースにオンライン提出された情報を、自治体の業務システムに自動的に取り込み機械的に処理することで、業務を効率化
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンスオンリーを試行

保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ 必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活がワンストップで完結できるよう、保活に関わる様々な情報を整理し、システムや行政手続の連携を確保
- ◆ 保育入所申請のオンライン化・ワンスオンリーの実現に向けて、申請事務や届出情報の標準化を進めるとともに、再調整や引越しの際の申請手続を簡素化
- ◆ オンライン申請の情報を、自治体の業務システムに自動的に取り込みAIマッチング等を活用することで、業務を効率化
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行

効果

- 保育業務の効率化により、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保。保育施設における人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力
- 保育ICTの危険を知らせる機能により、保育の安全性を向上

- 保護者の保活に係る負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減
- 自治体担当者の事務負担を軽減するとともに、入所決定通知までの期間を短縮
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所希望とのミスマッチ等による待機児童の発生を抑制するとともに、保護者の入所施設への利用満足度を向上

保育士の業務負担・ICT化に向けた取り組み

「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン
(令和3年3月作成)」



「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集
(令和4年3月作成)」



「保育所等におけるはじめてのICT活用ハンドブック
(令和5年3月作成)」



保育分野の業務負担軽減・業務の再構築について

～業務改善の実施に向けた4つの課題とアプローチのヒント～

「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン（令和3年3月）」より抜粋

ICTの活用

ICTを利用することで、保護者との情報共有、職員間の情報共有が円滑になり、業務負担を軽減することが可能です。また、保育に関する多くの書類を作成すること、勤務シフトの作成・連絡、登降園の記録や給食費徴収、写真管理などの事務作業量を軽減すること、体感センサーなどを用いて午睡時の業務の支援をすることなど、ICTを保育に活用することで可能な業務負担の軽減は多様に考えられます【「保育のICT等の全体像」（付録p.65～66）も参考にしてください】。

特に、保護者との関係では、スマートフォン利用率が高まっている現在の状況において、保育に関わる大切な緊急連絡をはじめとする情報共有が早く確実にできることは大きな意味を持っています。また、写真などを用いて、保護者と子どもの学びや育ちの姿を共有することは、業務負担の軽減とともに、保護者との保育の理解を基盤とした信頼関係の構築につながります。

これらのICTの導入には、園の状況に合わせ、費用の問題、それぞれの職員がどのように使うのかなど、職員さらには保護者と不安な点を話し合うとともに、ICTを上手に使うと広がる可能性を共有しながら導入していくことで、業務の見直しにもつながります。個人情報の取り扱いも、その話し合いの中で、確認しながら進めてください。



保育補助者の活用

保育補助者は清掃や洗濯などの保育の周辺業務を担います。これら周辺業務を保育補助者が担うことで、保育士の業務負担は軽減され、保育にも集中できるようになります。また、園庭などの共有部分の管理を保育補助者が担うことで、清掃担当を決めるなどの事務作業もなくなり、主任保育士などの業務の負担軽減にもなるでしょう。

保育補助者は周辺業務を担当しますが、子どもとの関わりが全くないわけではありません。子どもが保育補助者と話をしたり、接したりすることもあるでしょう。子どもの様子を保育補助者から聞くことで、子どもの多様な理解にもつながる可能性もあります。

保育補助者の活用にあたり、事前に業務分担を明確にするだけでなく、作業をしていく中で、コミュニケーションを取りながら、必要に応じて、その業務分担の見直しを検討するとよいでしょう。

また、保育士との業務分担ばかりに目を向け、コミュニケーションが不足すると、お互いのマイナス面に目が向きやすくなり、業務負担軽減の効果も減退してしまうでしょう。業務負担の軽減、子どもの理解においても、積極的にコミュニケーションを取ることが大切です。



記録・書類業務の見直し・工夫

保育士等は、保育の計画や記録、保護者へのお便りなど、日頃から多くの書類を作成していますが、こうした書類作成業務が負担となっていることも少なくありません。書類作成にかかる業務時間を短縮し、保育士等の負担を軽減するために、保育に関わる書類の様式や記載方法を見直したり工夫したりすることが考えられます。

中には、複数の書類で内容が重複している、ほとんど活用されていないといったこともあるかもしれません。そこで、まずは自園で現在作成している書類について、それぞれ目的・内容を改めて確認してみます。そのうえで、必要な情報とその内容、記載の仕方を精査し、効率化を図る方策を検討します。書類の中には、一部の職員しか目にしないものもあるため、この確認作業には全職員で取り組むことが大切です。園の保育において、その書類がどのような意味を持つのか共通理解を図りながら検討を行うことは、要点を踏まえた記録内容の充実にもつながります。

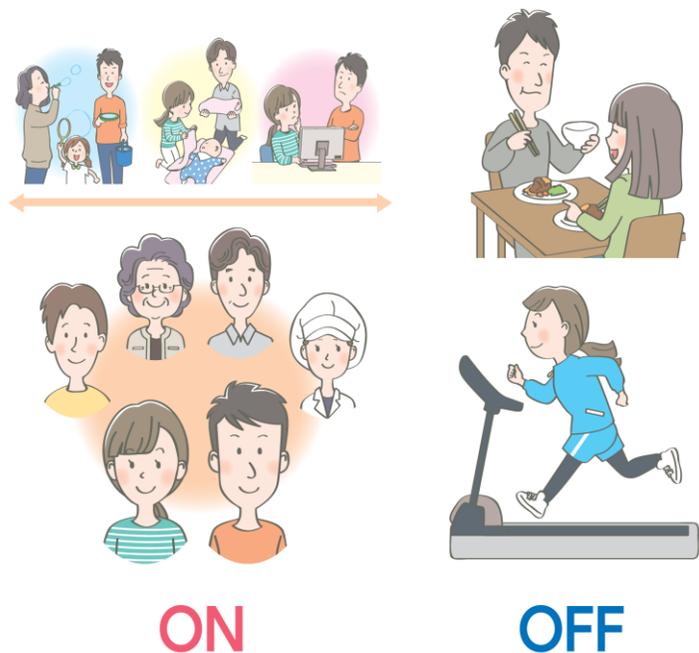
保育において、計画・記録やお便りなどの書類は、園の保育をよりよいものへと高めていくうえで大切な資源となるものでもあります。単に作成に時間や手間のかかる書類を削減することのみを目的とすると、実践の記録として不十分なものになったり、計画が形骸化してしまったりと、保育の質の低下につながってしまう可能性があることにも、留意することが必要です。



働き方の見直し

例えば、残業が多く、それが当たり前になると「残り癖」がついてしまい、遅くまで業務をすることに抵抗感がなくなってしまう。これはバーンアウトしやすい状況をつくることになり、他の職員に対する影響も大きいのでから見直しが必要になるでしょう。

このような業務時間の見直しだけでなく、有給休暇の取得、ゆとりある休憩やノンコンタクトタイムの確保など様々な観点から働き方を見直すことが大切です。これらの実現のためにICTや保育補助者の活用などが参考になるでしょうが、それだけではなく、例えば、業務内容をリスト化し重要度別に分けて取捨選択をする、業務分担の偏りなどを再検討して連携しながら業務ができるような体制をつくる、整理整頓など働きやすい環境づくりをする、さらに会議などの見直しをするなど、園の状況による見直し方法を検討することが大切です。



保育士等の処遇改善

こどもまんなか
こども家庭庁

趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率: **+5.2%**

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※事業主拠出金充当後の負担割合

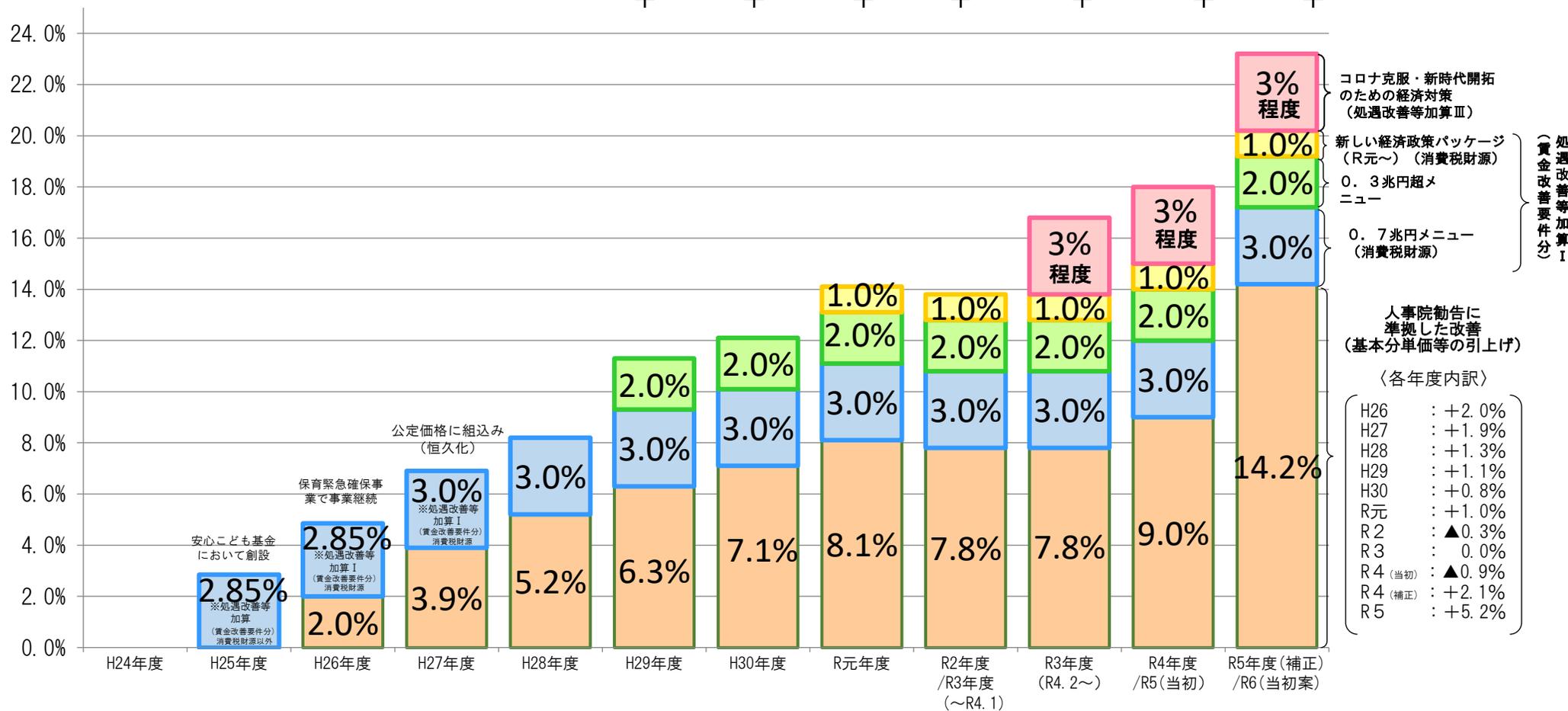
保育士等の処遇改善の推移

こどもまんなか
こども家庭

計 +約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)	計 +約23% +最大4万円 (月額約7.5万円 +最大4万円)
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	---	---	---	---	---	---

(改善率)

技能・経験に着目した更なる処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施(恒久化)

技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人



キャリアアップ研修の創設 (H29)

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職 **新** 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ★ ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ★ ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- ★ イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

★令和4年度までは研修修了要件を適用しない。

★副主任保育士等は令和5年度、職務分野別リーダーは令和6年度から適用。

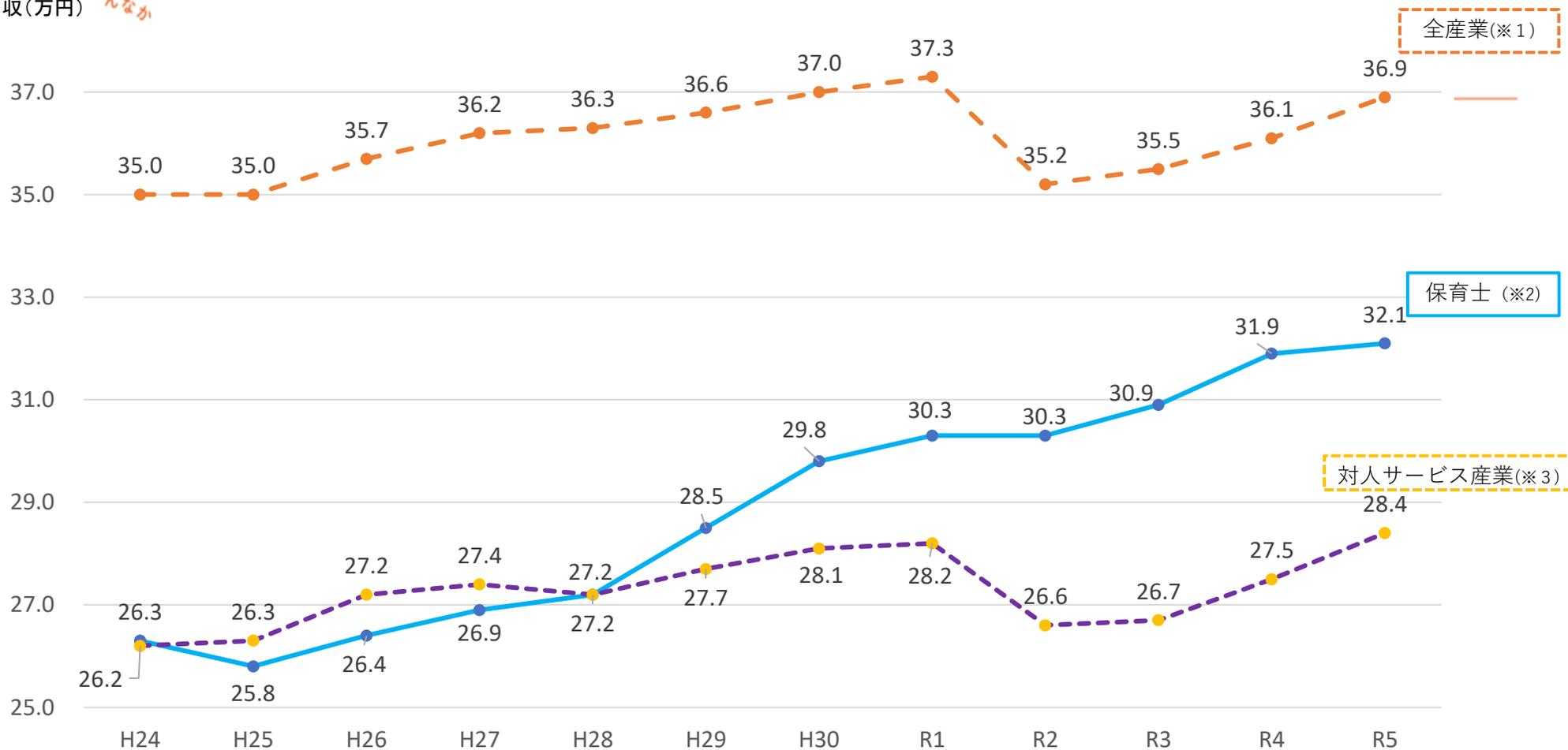
★副主任保育士等に求める研修終了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分(園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5)を支給
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分(月額5千円~4万円未満)
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する(月額5千円~副主任保育士等の最低額)
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可(令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内)

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収(万円) *んなか*



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和5年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

(※1) 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※2) 「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士(男女)の数値。

(※3) 「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

(注1) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」と「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与其他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与其他特別給与額」とは調査前年の1年間(原則として調査前年の1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)をいう。

(注2) 3%程度(月額9千円)の処遇改善は、令和4年2月から実施しており、令和4年の保育士の賃金に影響している。

令和3年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率▲0.9%は、令和4年4月に適用していたが、補助事業においてその減額分に対応する金額の上乗せ補助を実施していた。

令和4年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率2.1%は、令和5年2月に適用しており、令和4年の保育士の賃金には影響していない。

令和5年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率5.2%は、令和5年12月に適用しており、令和5年の保育士の賃金には影響していない。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

(令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書・概要)

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、**処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案**等の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず**、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等**については、**その詳細を把握できる情報も含む**。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における**調査項目を基礎**としつつ、「**政策検討への活用性の向上**」と「**施設・事業者への業務負担**」の双方に配慮し決定する。
- **それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

公表の方法

- **詳細な経営情報**については、**個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピング**によって**集計・分析した結果を公表**する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。

その他 参考資料

令和4年教育・保育施設等における事故報告集計〔令和5年8月1日公表〕

教育・保育施設等(※)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間内に第1報があったものを集計した。

※ 以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型) ・幼稚園 ・認可保育所 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(認可)
- ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設) ・認可外の居宅訪問型保育事業

	負傷等				死亡	計	
	内訳						
	(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)			
認定こども園・幼稚園・認可保育所等(※)	1,891	(19)	(1,445)	(6)	(421)	5	1,896
	(+24)	(+5)	(▲35)	(▲1)	(+55)	(0)	(+24)
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	565	(0)	(452)	(0)	(113)	0	565
	(+90)	(0)	(+44)	(▲3)	(+49)	(0)	(+90)
計	2,456	(19)	(1,897)	(6)	(534)	5	2,461
	(+114)	(+5)	(+9)	(▲4)	(+104)	(0)	(+114)
割合	99.8%	(負傷等の0.8%)	(負傷等の77.2%)	(負傷等の0.2%)	(負傷等の21.7%)	0.2%	100%
	(0)	(+0.2)	(▲3.4)	(▲0.2)	(+3.3)	(0)	-

・ 各欄下段は、対前年比の増減数

※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)以外の施設・事業

◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領 及び その解説◆

(主な関係箇所:第3章第1節、第4節2)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/kodomoen/kokuji/>



◆「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育◆

(主な関係箇所:第3章第6節)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/a_fieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

◆学校の危機管理マニュアル作成の手引◆

(主な関係箇所:第3章3-9、第3章3-10)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



◆こどものバス送迎・安全徹底プラン(バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策)ほか◆

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

◆特定教育・保育施設等における事故情報データベース◆

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>



子どもの安全

全ての子どもが健やかに成長できる安全・安心な環境を提供していくことは、子ども政策の基本であり、教育・保育施設や家庭のほか、インターネット空間において、さまざまな角度から子どもの安全を守るための対策を推進していきます。

概要

子どもの安全を守るための対策として、事故から子どもを守り、犯罪に巻き込まれないようにするための対策や、子どもの登下校時の安全についてなど、関係する府省庁や団体とも連携しながら、包括的な対策を推進していきます。

子どもの不慮の事故を防ぐために

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下の子どもが毎年200人ほど亡くなっています。こうした事故を可能な限り防止するために、関係府省庁と連携し、「[子どもを事故から守る！プロジェクト](#)」を推進していきます。子どもの事故防止に関する注意ポイントなど様々な情報を発信していますので、どうぞご活用ください。

[子どもを事故から守る！事故防止ポータルサイト](#)

教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組

各自治体や施設・事業者において事故防止のために必要な対策が講じられるよう、ガイドラインの周知や各種注意喚起のほか、自治体から国に報告があった重大事故情報の集約・データ共有者会議における再発防止策の検討、重大事故防止対策に係る調査研究事業などの取組を進めます。



子どもの不慮の事故を防ぐために

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下の子どもが毎年200人ほど亡くなっています。

こうした事故を可能な限り防止するために、子ども家庭庁は関係府省庁と連携し「[子どもを事故から守る！プロジェクト](#)」を推進しています。子どもの事故防止に関する注意ポイントなど様々な情報を発信していますので、どうぞ御活用ください。

関係府省庁連絡会議

[「子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」](#)を開催しています。

子どもの事故防止週間

「子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の取組として、「子どもの事故防止週間」を実施しています。

- 令和5年度
- 令和4年度
- 令和3年度
- 令和2年度
- 令和元年度
- 平成30年度
- 平成29年度

子どもの事故防止ハンドブック

0歳から6歳までの子どもに、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法を子どもの事故防止ハンドブックとしてまとめました。

事故情報

行政機関がまとめ、公表している事故件数や事例などの事故情報を確認できます。

事故防止の取組事例

関係府省庁や地方公共団体、医療機関等の団体による、子どもの事故防止の調査や取組を紹介しています。

もしものために

もし事故が起きてしまったときの応急手当方法、困ったときの相談窓口を紹介しています。

未来をつくり出す力の 基礎を培うために

幼保連携型認定こども園って
どんなところ？



※ 認定こども園には、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの類型があります。そのうち、幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

詳細については裏表紙をご参照ください。

※ 本資料は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて作成していますが、保護者の方などにも幅広く参考としていただくことを想定して作成していることから、国の法令等とは異なる表記も含まれています。



認定こども園の概要など、詳細については、
内閣府ホームページをご覧ください。

認定こども園の概要



幼保連携型認定こども園教育・保育要領 / 実践事例集 /
保育教諭等のための参考資料など



子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK
(平成28年4月改訂版)



内閣府
文部科学省 厚生労働省

パンフレット



参考資料



「ほいくしょ いち・に・さん」



ほいくしょ いち・に・さん



保護者をはじめ、より広く、多くの方々に

- ・ 保育所はどのようなところか
 - ・ 保育所保育ではどのようなことを大切にしているか
- 知っていただくために作成しました。

<https://www.mhlw.go.jp/hoikusyo123/index.html>
(スマホ版・PC版「保育所1 2 3」で検索)

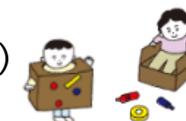
保育所ってどんなところ？

- ・ 地域にあるさまざまな保育のなかでの保育所の位置づけ
- ・ 保育所について
- ・ 保育所の特徴（生きる力の基礎を培う／子どもたちが集団で生活する場／専門性をもった保育士による保育）



保育所が大事にしていることは？

- ・ こどもたちの「今」と「未来」を支えること（こどもは権利の主体／互いを尊重する心を育む）
- ・ 子育ての「パートナー」であること（保護者と育ちの喜びを分かち合う）



1 こどもたちが幸せに
過ごせる生活の場

- ・ 安心で心地よい居場所として
- ・ 健康と安全を守るために

2 豊かな体験を通して
大きく育つ

- ・ 幼児教育を行う施設として
- ・ 幼児教育で大切にしていること

3 家庭と共に
こどもの育ちを支える

- ・ こどもの育つ姿を共有
- ・ 相談や助言での子育て支援

－ 園児が心を寄せる環境の構成 －

概要

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本となる「**環境を通して行う教育及び保育**」の**基本的な考えや方法などについて解説**するとともに、**実践事例を示す**など、各園における**保育教諭等の園児への指導の参考**とするもの。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

➤ 認定こども園全ての類型を対象とするほか、幼稚園、保育所においても参考になるもの。

構成

【第1章】「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方

1. 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
2. 「環境の構成」の意義
3. 園児の理解に基づいた評価と小学校教育との接続

➤ 「環境の構成の意義」や「計画的な環境の構成」、「幼保連携型認定こども園における教育及び保育において育みたい資質・能力」など、「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方や小学校教育との接続など



【第2章】園児の理解に基づいて環境を構成するための具体的な考え方とポイント

1. 環境を構成するための具体的な考え方
2. 園児の理解を基に環境を構成していく際のポイント
3. 多様な園児が過ごすことに配慮した環境の構成

➤ 「園児の理解－指導計画の作成－環境の構成－活動の展開－評価」の循環の中で行われる教育及び保育において、その過程の中で大切にしたいポイントや具体的な手立てなど

➤ 指導計画を基に環境を構成していく際の考え方、保育教諭等が意図をもって環境を構成していくことの大切さや環境の再構成、教材研究などについて具体的に説明するなど。園児の理解に基づいて環境を構成していくための具体的な考え方やポイントなど



【第3章】園児の理解に基づいた「環境を通して行う教育及び保育」の実践事例（13事例）

➤ 園児の体験を豊かにする魅力のある環境の構成、多様な園児が過ごすことに配慮した環境の構成、など13の実践事例を紹介



※本資料は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の3つの要領・指針の共通の内容である、満3歳児から5歳児を対象に作成したもの。

☞ 認定こども園等における園児への指導に関して

- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月改訂）【内閣府、文科省、厚生労働省】
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育の質の向上に向けた実践事例集」（令和2年4月）【内閣府】



こども家庭庁の政策は こちらをご覧ください



こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁